

令和2年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会

日時：令和3年1月28日（木）

13:10～14:10

場所：高松サンポート合同庁舎
13F 災害対策室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- (1) 四国品確協設置要領の改正（案）について 資料 1
- (2) 新・全国統一指標、地域独自指標について 資料 2
- (3) ICT を活用した生産性向上の取り組み状況について 資料 3
- (4) 意見交換（施工時期の平準化、週休2日の取り組み）
- (5) 令和2年度四国品確協の取組状況と令和3年度実施方針（案）について 資料 4

4. 閉会

令和2年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会

日時：令和3年1月28日(木) 13:10～14:10

場所：高松サンポート合同庁舎 13階 災害対策室

説明資料

資料1 四国品確協設置要領の改正(案)について

資料2 新・全国統一指標、地域独自指標について

資料3 ICTを活用した生産性向上の取組状況について

資料4 令和2年度四国品確協の取組状況、令和3年度実施方針(案)について

別 冊

別添資料1 令和2年度の発注関係事務の実施状況

四国品確協設置要領の改正(案)について

四国地方公共工事品質確保推進協議会
令和3年1月28日

四国地方整備局 企画部技術管理課
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)



国土交通省 四国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領改正案

以下、赤書き：改正案、斜書き：改正趣旨

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たすことを目的として、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- (2) 発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- (3) 発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- (4) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(県部会)

第7条 協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県の部会（以下「県部会」という）を置く。

- 2 県部会に、部会長を置く。
- 3 部会長は、会務を総理し、県部会を代表する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則) **改正(施行)日を追加。**

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 付則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。
付則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。
付則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。
付則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。
付則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。
付則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。
付則 この要領は、平成27年1月26日から施行する。
付則 この要領は、平成28年2月10日から施行する。
付則 この要領は、平成29年1月17日から施行する。
付則 この要領は、平成30年2月1日から施行する。
付則 この要領は、平成31年1月30日から施行する。
付則 この要領は、令和2年1月30日から施行する。
付則 この要領は、令和3年1月28日から施行する。

別紙1 組織変更等による改正

第4条関係（委員）

- (1) 会長：国土交通省 四国地方整備局長
- (2) 委員：国土交通省 四国地方整備局次長
 - 次長兼総務部長
 - 企画部長
 - 建政部長
 - 港湾空港部長
 - 営繕部長
- 農林水産省 中国四国農政局 農村振興部長
- 林野庁 四国森林管理局 計画保全部長
- 環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官
- 高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長
- 財務省 四国財務局 総務部長
- 国税庁 高松国税局 総務部次長
- 徳島県 県土整備部長
 - 農林水産部長
- 香川県 土木部長
 - 農政水産部長
- 愛媛県 土木部長
 - 農林水産部長
- 高知県 土木部長
 - 農業振興部長
- 市町村 市町村長
- 西日本高速道路(株) 四国支社 建設・改築事業部長
- 本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

別紙2 組織変更等による改正

第6条 関係（幹事）

(1) 幹事長： 国土交通省 四国地方整備局 企画部長
(2) 幹事： 国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官
企画部 総括技術検査官
総務部 契約管理官
総務部 契約管理官
建設部 建設産業調整官
建設部 都市調整官
河川部 河川調査官
道路部 地域道路調整官
港湾空港部 港湾空港企画官
港湾空港部 事業計画官
営繕部 営繕調査官
総括防災調整官

農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課長
林野庁 四国森林管理局 計画保全部 治山課長
環境省 中国四国地方環境事務所 自然環境整備課長
高等裁判所 高松高等裁判所 事務局 会計課長
財務省 四国財務局 総務部 会計課長
国税庁 高松国税局 総務部 営繕監理官
徳島県 県土整備部 副部長
農林水産部 農林水産基盤整備局 農山漁村振興課長
香川県 土木部 次長
農政水産部 農村整備課長
愛媛県 土木部 技術監
農林水産部 農業振興局 農地整備課長
高知県 土木部 土木技術監兼建設検査長
農業振興部 農業基盤課長
市町村 担当部課長等
西日本高速道路(株) 四国支社 **建設事業部** 技術審査担当部長
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局
第五管区海上保安本部
大阪航空局
警察庁 **中国四国管区警察局四国警察支局**
経済産業省 四国経済産業局
(独) 水資源機構

新・全国統一指標 地域独自指標について

四国地方公共工事品質確保推進協議会
令和3年1月28日



- 平成26年の品確法改正を受け、平成28年度から全国統一指標、地域独自指標を設定し、各発注機関の実施状況を毎年公表していたところ。
- 令和元年品確法の改正やこれまでの取り組みによる達成状況を踏まえ、新・全国統一指標や地域独自指標と同目標値を新たに設定し、令和6年度までの達成を目指すもの。

工事

必ず実施すべき
事項

- ①予定価格の適正な設定
- ②歩切りの根絶
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④施工時期の平準化【新】
- ⑤適正な工期設定【新】
- ⑥適切な設計変更
- ⑦発注者間の連携体制の構築

実施に努める
事項

- ①ICTを活用した生産性向上【新】
- ②入札契約方式の選択・活用
- ③総合評価落札方式の改善【新】
- ④見積りの活用
- ⑤余裕期間制度の活用
- ⑥工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦受注者との情報共有、協議の迅速化

対災害

- ①随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ②現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

測量、調査及び設計【新】

- ①予定価格の適正な設定
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③履行期間の平準化
- ④適正な履行期間の設定
- ⑤適切な設計変更
- ⑥発注者間の連携体制の構築

- ①ICTを活用した生産性向上
- ②入札契約方式の選択・活用
- ③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④履行状況の確認
- ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化



「新・全国統一指標」 + 「地域独自指標」の設定

【工事】

【業務】※指針に新たに設定

運用指針改正の主なポイント		今回設定した指標	
必ず実施すべき事項	①予定価格の適正な設定	地域① (継続)	予定価格の原則事後公表
	②歩切りの根絶		
	③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	全国① (工事)	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	④施工時期の平準化	全国② (工事)	地域平準化率（工事）
	⑤適正な工期設定	全国③ (工事)	週休2日工事の実施状況
	⑥適切な設計変更	地域② (継続)	設計変更ガイドラインの策定
	⑦発注者間の連携体制の構築		
実施に努める事項	①ICTを活用した生産性向上	地域① (新規)	ICTを活用した工事の状況
	②入札契約方式の選択・活用	地域② (継続)	総合評価落札方式の導入
		地域③ (継続)	工事成績評定の実施
	③総合評価方式の改善		
	④見積もりの活用		
	⑤余裕期間制度の活用	地域④ (継続)	余裕期間制度の導入
	⑥工事中の施工状況の確認		
	⑦受注者との情報共有・協議の迅速化	地域⑤ (継続)	ワンデーレスポンス、設計変更協議会、三者会議等の実施
	その他	地域⑥ (新規)	中長期的な工事に関する発注見通し

運用指針改正の主なポイント		今回設定した指標	
必ず実施すべき事項	①予定価格の適正な設定	地域① (継続)	予定価格の原則事後公表
	②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	全国① (業務)	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	③履行期間の平準化	全国② (業務)	地域平準化率（業務）
	④適正な履行期間の設定		
	⑤適切な設計変更		
	⑥発注者間の連携体制の構築		
実施に努める事項	①ICTを活用した生産性向上	地域① (新規)	ICTを活用した業務の状況
	②入札契約方式の選択・活用	地域② (新規)	プロポーザル方式・総合評価落札方式の導入
	③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用		
	④履行状況の確認		
	⑤受注者との情報共有・協議の迅速化	地域③ (新規)	ウイークリースタンスの適用
	その他	地域④ (新規)	スケジュール管理表などによる情報共有
		地域⑤ (新規)	業務の発注見通し情報の共有化(HP掲載)
		地域⑥ (新規)	中長期的な設計に関する発注見通し

◆新・全国統一指標

(上段)：令和元年度の実績値
 下段：令和6年度の目標値

	No	新・全国統一指標	四国地域	県域			
				徳島県	香川県	愛媛県	高知県
工事	①	地域平準化率 (施工時期の平準化) <small>4~6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数</small>	(0.76) 0.90	(0.74) 0.90	(0.77) 0.90	(0.78) 0.90	(0.70) 0.90
	②	週休2日工事の実施状況 (適正な工期設定) <small>週休2日対象工事件数(公告等) 全工事件数(公告等)</small>	(0.39) 1.00	(0.47) 1.00	(0.83) 1.00	(0.01) 1.00	(0.40) 1.00
	③	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small>設定した入札件数 年度の発注工事件数</small>	— 1.00	(0.96) 1.00	(0.77) 1.00	(0.97) 1.00	(0.99) 1.00
業務	①	地域平準化率 (履行期限の分散) <small>第4四半期(1~3月)に完了する業務件数 年度の業務稼働件数</small>	(0.47) 0.4未満	(0.47) 0.4未満	(0.35) 0.4未満	(0.46) 0.4未満	(0.53) 0.4未満
	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small>設定した入札件数 年度の発注業務件数</small>	— 1.00	(0.97) 1.00	(0.04) 1.00	(0.50) 1.00	(1.00) 1.00

◆地域独自指標

◆地域独自指標は、令和6年度(2024年)までに **100%達成** を目標とする。

新・全国統一指標の目標値

四国品確協

工事						業務				
指標概要	①施工時期の平準化		②適正な工期設定		③低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等（ダンピング対策）		①履行期限の分散		②低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等（ダンピング対策）	
	◆地域平準化率（施工時期の平準化）		◆週休2日対象工事の実施状況		◆低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定状況		◆地域平準化率		◆低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定状況	
	調査対象：国等、県、市町村		調査対象：国等、県		調査対象：国等、県、市町村		調査対象：国等、県		調査対象：国等、県	
	指標分類	備考（補足説明等）	指標分類	備考（補足説明等）	指標分類	備考（補足説明等）	指標分類	備考（補足説明等）	指標分類	備考（補足説明等）
定義	◆国等、都道府県、市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率。 ◆地域ブロック単位・県域単位で公表		◆都道府県の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合。（週休2日対象工事として発注手続きを行った件数） ◆地域ブロック単位・県域単位で公表		◆都道府県、市区町村の発注工事に対する低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定割合。 ◆県域単位で公表		◆国等、都道府県の発注業務の第4四半期履行期限設定割合。 ◆地域ブロック単位・県域単位で公表		◆国等、都道府県の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合。 ◆県域単位で公表	
R6年度までの目標値（案）	◆四国地域：0.90以上 ◆徳島県：0.90以上 ◆香川県：0.90以上 ◆愛媛県：0.90以上 ◆高知県：0.90以上		◆四国地域：1.0 ◆徳島県：1.0 ◆香川県：1.0 ◆愛媛県：1.0 ◆高知県：1.0 ※災害復旧、緊急工事等やむを得ない場合を除く		◆徳島県：1.0 ◆香川県：1.0 ◆愛媛県：1.0 ◆高知県：1.0		◆四国地域：0.40未満 ◆徳島県：0.40未満 ◆香川県：0.40未満 ◆愛媛県：0.40未満 ◆高知県：0.40未満		◆徳島県：1.0 ◆香川県：1.0 ◆愛媛県：1.0 ◆高知県：1.0	
目標値の根拠	R1実績値 ◆四国地域：0.76 ◆徳島県：0.74 ◆香川県：0.77 ◆愛媛県：0.78 ◆高知県：0.70		R1実績値 ◆四国地域：0.39 ◆徳島県：0.47 ◆香川県：0.83 ◆愛媛県：0.01 ◆高知県：0.40		R1実績値 ◆徳島県：0.96 ◆香川県：0.77 ◆愛媛県：0.97 ◆高知県：0.99		R1実績値 ◆四国地域：0.47 ◆徳島県：0.47 ◆香川県：0.35 ◆愛媛県：0.46 ◆高知県：0.53		R1実績値 ◆徳島県：0.97 ◆香川県：0.04 ◆愛媛県：0.50 ◆高知県：1.00	
	◆工事件数等の規模が小さい場合、状況によって年度でバラツキが生じる場合もあるが、近年数値が上がり傾向にあること、R1の実績値、発注者の責務として取り組んでいかなければならないことなどを踏まえた場合、5年後の目標値として0.9以上と設定することは妥当と考える。		◆令和6年度より罰則付きの時間外労働規制が適用されることから、原則全工事を週休2日対象とする。 (ただし、災害復旧や緊急事態等やむを得ない事象が発生した場合は除く。)		◆工事の品質確保等のための必要な措置として、原則全工事に低入札調査基準価格又は最低制限価格などを設定することで、ダンピング受注の防止を図るものとする。 ◆R1の実績値（地域）を踏まえ、0.4未満で目標設定する。 ※本項目は、数値が少ない方が分散されていることになる。		◆業務の品質確保等のための必要な措置として、原則全業務に低入札調査基準価格又は最低制限価格などを設定することでダンピング受注の防止を図るものとする。		2-4	

四国品確協における地域独自指標及び目標値(工事)

四国品確協

必ず実施すべき事項								実施に努める事項							
指標項目	①予定価格の適正な設定	②切り根絶 (全ての工事で歩切りなし) 最新の積算基準の適用	③予定価格の原則事後公表	④施工時期の平準化	⑤適正な工期設定	⑥適正な設計変更	⑥適正な設計変更	①ICTを活用した生産性向上	②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	③見積りの活用	④余裕期間制度の活用	⑤受注者との情報共有、協議の迅速化	⑥発注見通しの統合・公表		
	施工に必要な日数の設定（適切な設計変更（精算変更（請負代金額や工期の適切な変更）の実施））		施工条件の変化等に応じた適切な設計変更（準備・後片付け・雨天・休日等不確実日等の考慮）	設計図書に「設計変更ガイドライン」等の明示を行い、施工条件の変化等に応じた適切な設計変更が行えるようにしている	I C T 活用工事の発注基準等を定め、I C T 活用工事を発注している	総合評価落札方式の実基準等を定め、総合評価落札方式を導入している	工事成績評定の基準等を作成し、工事成績評定に取り組んでいる	不調・不落等の場合の見積り活用方式の導入	実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度を活用している	ワンデーレスポンスを実施している	設計変更審査会を実施している	三者会議を実施している	中長期的な工事の発注見通しとして、各事業者の進捗状況を公表している		
状況	達成	達成	達成	継続	達成	達成	新規	継続	継続	達成	継続	継続	継続	継続	新規 (四国地盤のみ)
評価の仕方				実施状況 (備考(補足説明等))			実施状況 (備考(補足説明等))	実施状況 (備考(補足説明等))	実施状況 (備考(補足説明等))	実施状況 (備考(補足説明等))	実施状況 (備考(補足説明等))	実施状況 (備考(補足説明等))	実施状況 (備考(補足説明等))	実施状況 (備考(補足説明等))	
合計6年までの目標				×：未公表			×：明示していない	×：未実施	×：基準を定めていない	×：基準は定めておらず、工事成績評定も導入していない		×：未実施	×：未実施	×：未実施	
備考				△：公表しているが弊害が生じている			◎：明示している	△：発注基準は定めているが、未発注	△：基準は定めているが、対象工事がない	△：基準は定めているが、工事成績評定は導入していない		△：試行工事を実施	△：一部未実施の工事がある	△：今後実施予定	
合計6年までの目標				全機関：◎			全機関：◎	全機関：◎	全機関：◎	全機関：◎	全機関：◎	全機関：◎	全機関：◎	対象機関：◎	
備考				※なお、適切な技術力や経営力をもつた建設業者が適切に受注できる環境をつくるためにも、予定価格の事後公表の検討も行う。			※各自体ごとの「設計変更ガイドライン」を策定するよう努める。	※発注方式は「発注者指定型」、「受注者希望型」どちらでも良い。※備考欄には実施した項目を記載。							
				R 2 実績値 ◆ 4.1 %			R 2 実績値 ◆ 27.0 %	R 2 実績値 ◆ -	R 2 実績値 ◆ 73.0 %	R 2 実績値 ◆ 81.6 %	R 2 実績値 ◆ 75.6 %	R 2 実績値 ◆ 86.2 %	R 2 実績値 ◆ -		

※達成項目については、引き続き継続して取り組んで行くこと。

四国品確協における地域独自指標及び目標値(業務)

四国品確協

必ず実施すべき事項							実施に努める事項								
指標項目	①予定価格の適正な設定			②予定価格の原則事後公表		③適正な履行期間設定	④適切な設計変更	①ICTを活用した生産性向上【新】	②入札契約方式の選択・活用【新】	③受注者との情報共有、協議の迅速化【新】			④発注見通しの統合・公表【新】		
	最新の技術者単価等の適用	最新の積算基準の適用	歩切り根絶(全ての業務で歩切り無し)	事後公表としている、または、事前公表の場合でも、適否について十分検討し、調査設計等の業者の技術力や経営力をより適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱っている	業務の内容や規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務履行に必要な日数はか照査期間や週休2日を前提とした休日を考慮	設計条件の変化等に応じた適切な設計変更(精算変更(請負代金額や履行期間の適切な変更)の実施)	ICTを活用した業務を発注している ①Web会議の活用 ②3次元データの活用 ③遠隔臨場の活用 ④情報共有システムの活用 ⑤BIM/CIM等の活用 ⑥その他	プロポーザル方式、総合評価落札方式等の実施基準等を定め、業務発注時に導入している	ウイークリースタインスに関する事項を設計図書に明示し実施している	①スケジュール管理表などによる情報共有に関する事項を設計図書に明示し実施している	当該年度の業務の発注見通しについて地域ブロック単位で統合し、四国地整HPの発注見通しにて公表している。	中長期的な業務の発注見通しとして、各事業の進捗状況を公表している	新規 (四国地整のみ)		
状況	達成	達成	達成	継続	達成	達成	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規 (四国地整のみ)
評価の仕方				実施状況 備考 (補足説明等)			実施状況 備考 (補足説明等)	実施状況 備考 (補足説明等)	実施状況 備考 (補足説明等)	実施状況 備考 (補足説明等)	実施状況 備考 (補足説明等)	実施状況 備考 (補足説明等)	実施状況 備考 (補足説明等)	実施状況 備考 (補足説明等)	
				※事後公表以外の場合は「事前公表」、「総合評価方式は事後公表としている」など状況が分かれるよう記載			※実施している項目を記載 例: Web会議、遠隔臨場など								
				x : 未公表			x : 未実施	x : 基準を定めていない	x : 明示していない	x : 明示していない	x : 未実施	x : 未実施	x : 未実施	x : 未実施	
				△ : 公表しているが弊害が生じている			△ : 実施を予定している	△ : 基準は定めているが、対象業務がない	△ : 設計図書に明示はしているが未実施	△ : 設計図書に明示はしているが未実施	△ : 今後実施予定	△ : 今後実施予定			
				◎ : 実施している			◎ : ICTを活用した業務を発注している	◎ : 基準を定め、対象業務があれば導入している	◎ : 設計図書に明示し、適切に実施している	◎ : 設計図書に明示し、適切に実施している	◎ : 実施済み	◎ : 実施済み			
R6年度までの目標				全機関: ◎			全機関: ◎	全機関: ◎	全機関: ◎	全機関: ◎	全機関: ◎	全機関: ◎	全機関: ◎	対象機関: ◎	
備考				※なお、適切な技術力や経営力をもった調査設計等の業者が適切に受注できる環境をつくるためにも、予定価格の事後公表の検討も行う。 R2実績値 ◆ 45.0%			※発注方式は「発注者指定型」、「受注者希望型」どちらでも良い。 ※備考欄には実施した項目を記載。 R2実績値 ◆ -					※他にも「合同現地踏査」など、受注者間で情報共有が図れ、協議の迅速化につながる項目を明示・実施しても良い。 ※備考欄に、明示・実施した項目を記載。 R2実績値 ◆ -			

※達成項目については、引き続き継続して取り組んで行くこと。

ICTを活用した生産性向上の取組状況について

四国地方公共工事品質確保推進協議会
令和3年1月28日

四国地方整備局 企画部技術管理課
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)



国土交通省 四国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～<議員立法>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更
(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による
生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格
への反映や、見積り微収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、
地質調査その他の調査及
び設計」を、基本理念及
び発注者・受注者の責務の
各規定の対象に追加

働き方改革の推進

生産性向上 への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化
のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)
を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を
満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体 の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との
連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を
合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する
規定を整備

建設業法・入契法の改正～建設工事や建設業に関する具体的なルール～<政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

建設現場における生産性を向上させ、
魅力ある建設現場を目指す新しい取組

○目指すべきものについて

- ・一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善
- ・建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るなど、魅力ある建設現場へ
- ・建設現場での死亡事故ゼロに
- ・「きつい、危険、きたない」から「給与、休暇、希望」を目指して

○取り組みについて

ICT技術の全面的な活用

規格の標準化

施工時期の平準化

①ドローン等による3次元測量



ドローン等による写真測量等により、短時間で面的(高密度)な3次元測量を実施。

②3次元測量データによる設計・施工計画



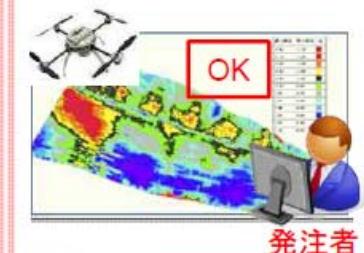
③ICT建設機械による施工

3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoT^(※)を実施。



④検査の省力化

ドローン等による3次元測量を活用した検査等により、出来形の書類が不要となり、検査項目が半減。



i-Construction

測量

設計・施工計画

施工

検査

これまでの情報化施工の部分的試行

①

②

③

④

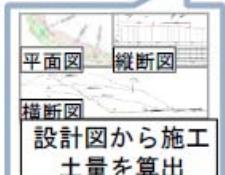
従来方法

測量

設計・施工計画

施工

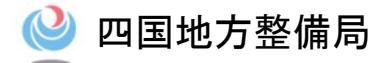
検査



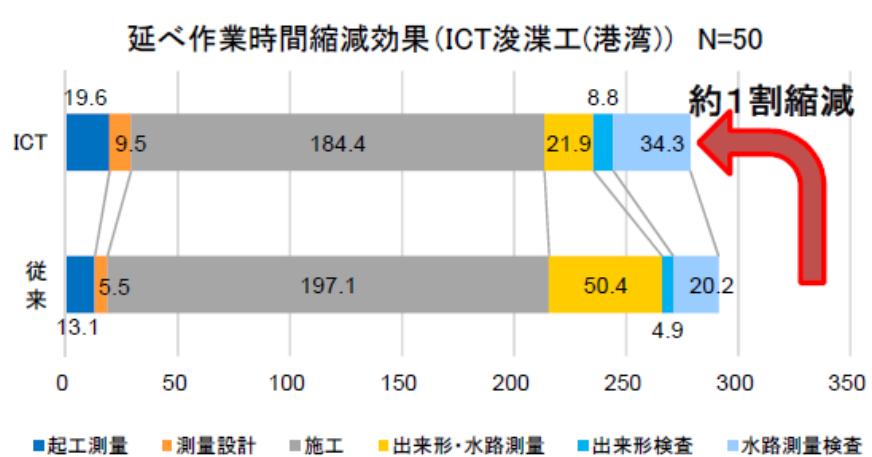
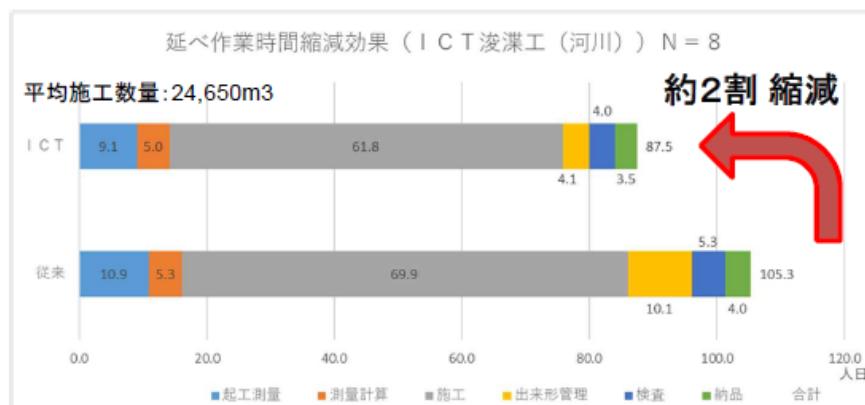
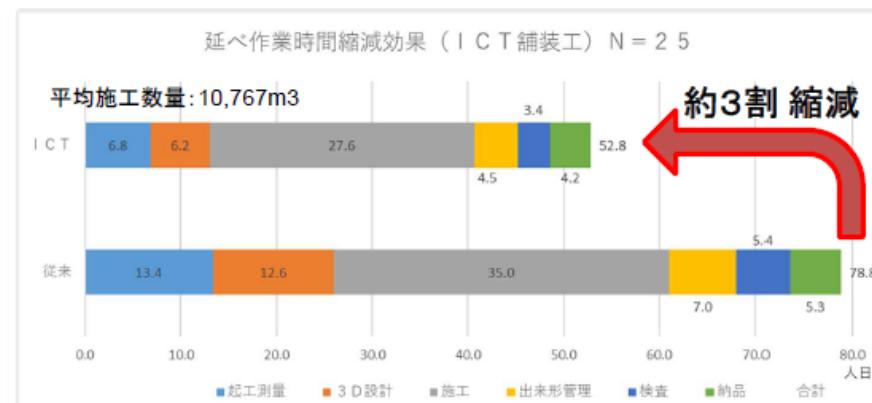
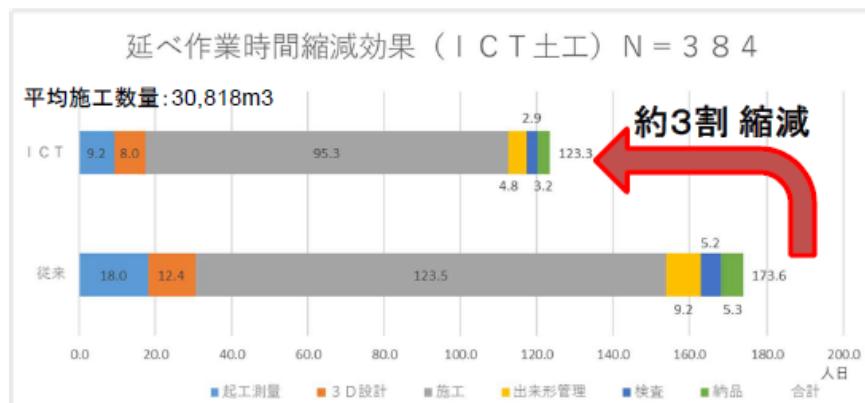
○主要工種から順次、ICTの活用のための基準類を拡充。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予定)
					ICT土工
			ICT舗装工(平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度コンクリート舗装)		
			ICT浚渫工(港湾)		
			ICT浚渫工(河川)		
				ICT地盤改良工(浅層・中層混合処理)	
				ICT法面工(吹付工)	
				ICT付帯構造物設置工	
					ICT地盤改良工(深層)
					ICT法面工(吹付法枠工)
					ICT舗装工(修繕工)
					ICT基礎工・ブロック据付工 (港湾)
					ICT構造物工
					ICT路盤工
					IIICT海上地盤改良工 (床掘工・置換工)
					民間等の要望も踏まえ 更なる工種拡大

ICT施工による延べ作業時間縮減効果(R1年度)



○ ICT施工の対象となる起工測量から電子納品までの延べ作業時間について、土工及び舗装工では約3割、浚渫工(河川)では約2割、浚渫工(港湾)では約1割の縮減効果がみられた。



※ 活用効果は施工者へのアンケート調査結果の平均値として算出。

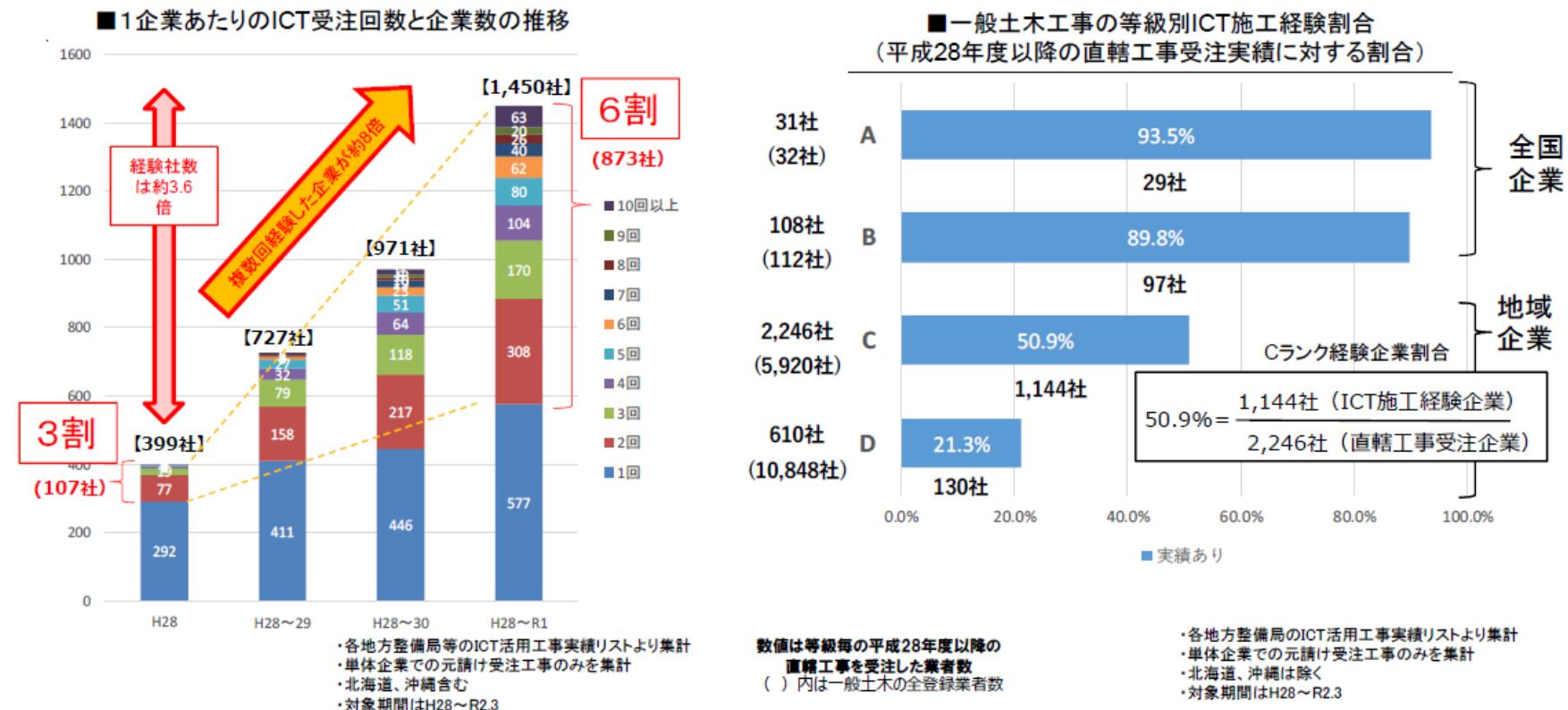
※ 従来の労務は施工者の想定値

※ 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

直轄工事におけるICT活用工事の受注実績分析

- 直轄工事で、これまでにICT活用工事を経験した企業数は、1,450社で、平成28年度末から経験企業数が約8倍に増加。1企業あたりのICT活用工事受注回数では、複数回経験した企業が平成28年度末の107社から873社へと約8倍に増加しており、約6割を占める。
- 地域を地盤とするC、D等級の企業※において、ICT施工を経験した企業は、受注企業全体の約半分にとどまっており、こうした企業への普及拡大が必要。

※直轄工事においては、企業の経営規模等や、工事受注や総合評価の参加実績を勘案し、企業の格付け(等級)を規定



建設施工のこれまでの歴史と将来展望





○中小規模工事に対応したICT建機の拡大に向け、従来型の建設機械にアドオンで装着可能なシステムの開発・実装が進んでいる。

- 自動追尾型TSの測位機能を活用した、マシンガイダンス技術
- 通常の建設機械の作業装置に、プリズムを装着して、作業装置の位置をリアルタイムに計測・設計との差分を表示する。
- 小型建機にも装着可能

バックホウへの装着事例



出展 (株)カナモト「E三・S」

- 自動追尾型TSの測位機能を活用した、マシンコントロール技術
- 小型バックホウの整地用排土板にプリズムを装着して、排土板の位置をリアルタイムに計測、設計に合わせ制御する。



出展 日立建機(株)「PATプレードMC」

- RTK-GNSS測位技術を活用した、マシンガイダンス技術
- 通常の建設機械(バックホウ)にGNSSアンテナ及び各種センサーを装着して、作業装置の位置をリアルタイムに計測・設計との差分を表示する。
- 機種を問わず後付け可能で、安価にICT機能を利用できる。



出展 コマツ・LANDLOG(株)
「SC レトロフィット」

3D施工データを作成して、小規模な工事でもICTを活用。

一度その便利さを体験すると、二度と元には戻れない。

3次元設計データの作成は大変な作業。しかし、

土工やコンクリート構造物を3次元データ化すれば、驚くほど現場の生産性が向上し、利益向上に繋がる。

その魅力は、利益の向上のみならず若年社員の教育や働き方改革、建設業のイメージアップに直結。

令和2年度 四国品確協の取り組み状況 令和3年度 実施方針(案)について

四国地方公共工事品質確保推進協議会
令和3年1月28日



国土交通省 四国地方整備局

四国地方整備局 企画部技術管理課
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)

1) 市町村への支援活動について

四国品確協

活動状況

実施日	自治体	内容
令和2年8月7日	愛媛県松前町	<ul style="list-style-type: none">○入札に関する国交省の取り組みについて<ul style="list-style-type: none">・契約手続きにおける不正防止対策・入札書の提出と予定価格の作成時期・契約手続き中のミス事例と対応・工事設計書の積算条件等の提示内容
令和2年10月2日	徳島県阿南市	<ul style="list-style-type: none">○公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)について<ul style="list-style-type: none">・改正品確法について(背景、発注者の責務等)・災害時における建設業の役割及び重要性・建設業における新型コロナウイルス感染症対策・市区町村向け簡易型(特別簡易型)総合評価方式の概要参加資格要件・評価の仕方
令和2年10月19日	香川県東かがわ市	<ul style="list-style-type: none">○大規模工事における技術力の低い現場代理人配置防止について○改正品確法と発注者の責務について○建設業における新型コロナウイルス感染症対策について



松前町での活動状況



阿南市での活動状況



東かがわ市での活動状況

引き続き、ご相談・お問合せを受け付けております。お困りの際は、品確協事務局までご連絡ください。

四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局（四国地方整備局企画部技術管理課 関、木村）

Tel: 087-811-8311

Mail: skr-hinkaku@mlit.go.jp

2) 令和2年度 四国品確協の取組み状況

四国品確協

連携

①県部会を中心として自治体支援活動を実施

・各県部会

第1回県部会…徳島県: R2.7.22 香川県: R2.6.4 愛媛県: R2.6.24 高知県: R2.7.20

第2回県部会…徳島県: R2.12.18 香川県: R2.11.11 愛媛県: R2.11.4 高知県: R2.11.20,26,27

・各県部会によるキャラバンを実施(香川県:1市、愛媛県:1市、高知県:第2回県部会に合わせ開催)

・発注関係事務の実施状況(R2)について把握・公表

・発注関係事務に関する全国統一の指標を把握・公表

・発注見通しの公表 …4県、95市町村、国関係14機関、4特殊法人のHPリンクを公表中

・発注見通し統合版の公表 …4県、95市町村、国関係14機関、4特殊法人の情報を県別に統合して公表中

・入札不調・不落状況の把握…定期的(毎月)に『四国ブロック不調不落対策ホットライン』として不調・不落情報の報告

臨場

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進 (11月末時点)

整備局

- ・ 7~9月 臨場11名(5自治体)5工事
- ・ 10~12月 臨場11名(5自治体)9工事
- ・ 1~2月 臨場検査取組中

各 県

- ・徳島県: なし ※新型コロナ感染拡大の影響により実施を見合わせ
- ・香川県: 9市町 25名
- ・愛媛県: なし ※新型コロナ感染拡大の影響により実施を見合わせ
- ・高知県: 1町 1名

合 計

20自治体 48名
(延べ)

研修

③国・県等の既存研修制度等の活用推進

徳島県: 155名(5研修等)、香川県: 83名(4研修等)、愛媛県: 468名(3研修等)、高知県: 89名(3研修等)

整備局: 24名※県職員も含む(4研修)

合計 819名

派遣

④総合評価方式において国・県の職員等を学識経験者として活用推進 (12月末時点)

各 県

県職員等を学識者として派遣した市町

徳島県: 8市町、香川県: 6市町、愛媛県: 9市町、高知県: 4市町

協議会の令和2年度目標

1 施工時期の平準化

更なる平準化のための意識向上を目的とし、国等・県は0.8以上、市町村は0.6以上を当面の目標とする。ただし平準化率の公表にあたっては、国等・県・市を含めた地域ブロック単位及び各県域単位の平準化率で公表する。
これに向け、各発注機関は平準化の取組みの推進に努める。

2 発注見通しの公表時期・頻度

統合・公表の時期は四半期毎(4／1、7／1、10／1、1／1)とする。また、補正予算成立時は協議会員からの要請に応じて適宜追加公表する。

3 適正な設計変更

市町村においても設計変更ガイドラインを策定し、適正な設計変更に努める。

3) 令和2年度 目標の進捗状況

四国品確協

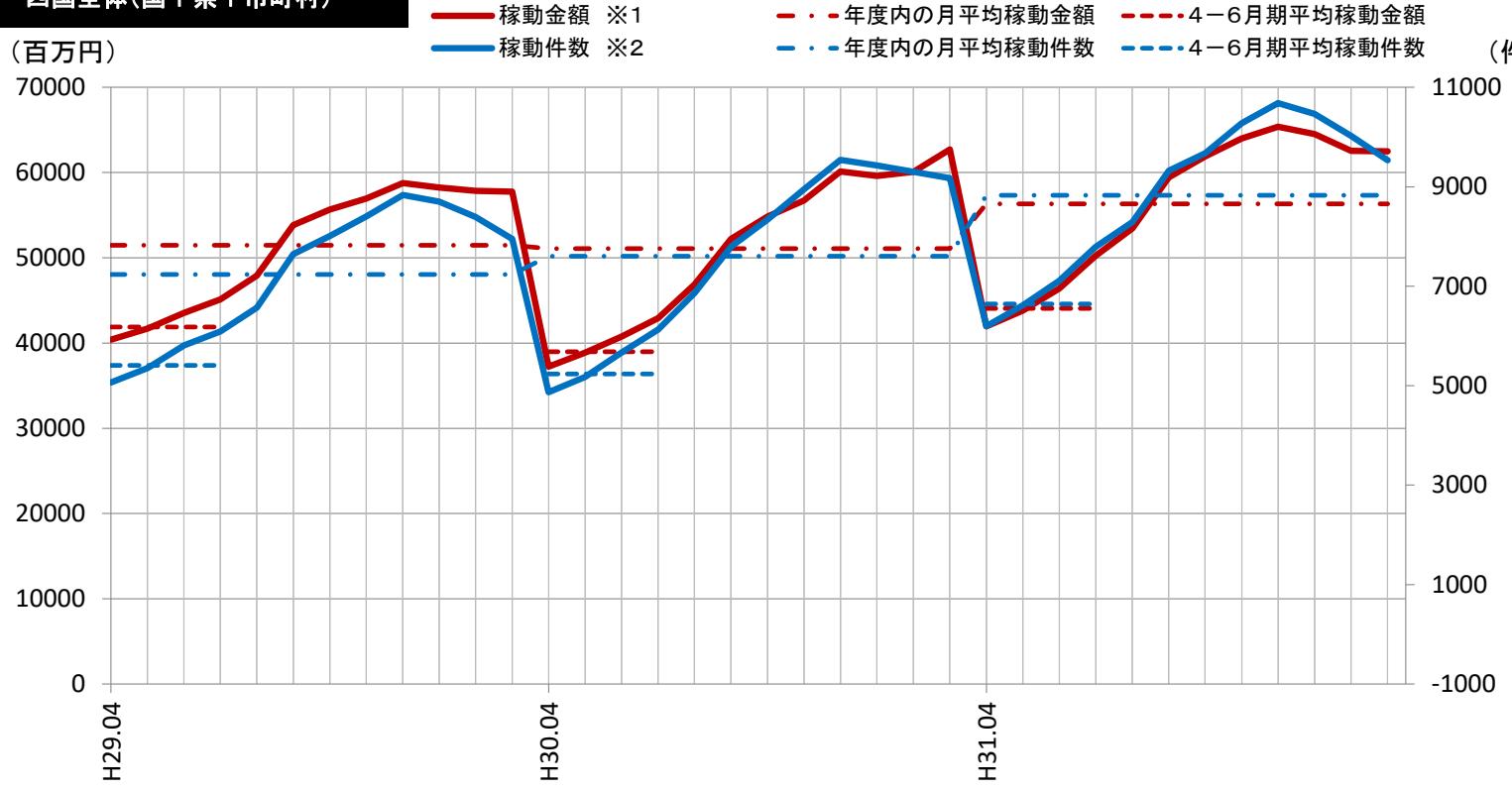
1 施工時期の平準化の状況 【四国全体】

定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{(4月-6月)\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}{(\text{当該年度})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

四国全体(国+県+市町村)



平準化率【四国全体】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均

	H29	H30	R1
件数	0.75	0.69	0.75
金額	0.81	0.76	0.78

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

平準化率【件数】	団体の数		
	国・県・市町	H29	H30
0.9以上	14 団体	12 团体	18 团体
0.8~0.9未満	14 团体	11 团体	18 团体
0.7~0.8未満	12 团体	9 团体	20 团体
0.6~0.7未満	20 团体	17 团体	23 团体
0.6未満	50 团体	61 团体	31 团体

平準化率【金額】	団体の数		
	国・県・市町	H29	H30
0.9以上	18 団体	20 团体	20 团体
0.8~0.9未満	18 团体	11 团体	15 团体
0.7~0.8未満	18 团体	10 团体	21 团体
0.6~0.7未満	16 团体	16 团体	15 团体
0.6未満	40 团体	53 团体	39 团体

3) 令和2年度 目標の進捗状況

四国品確協

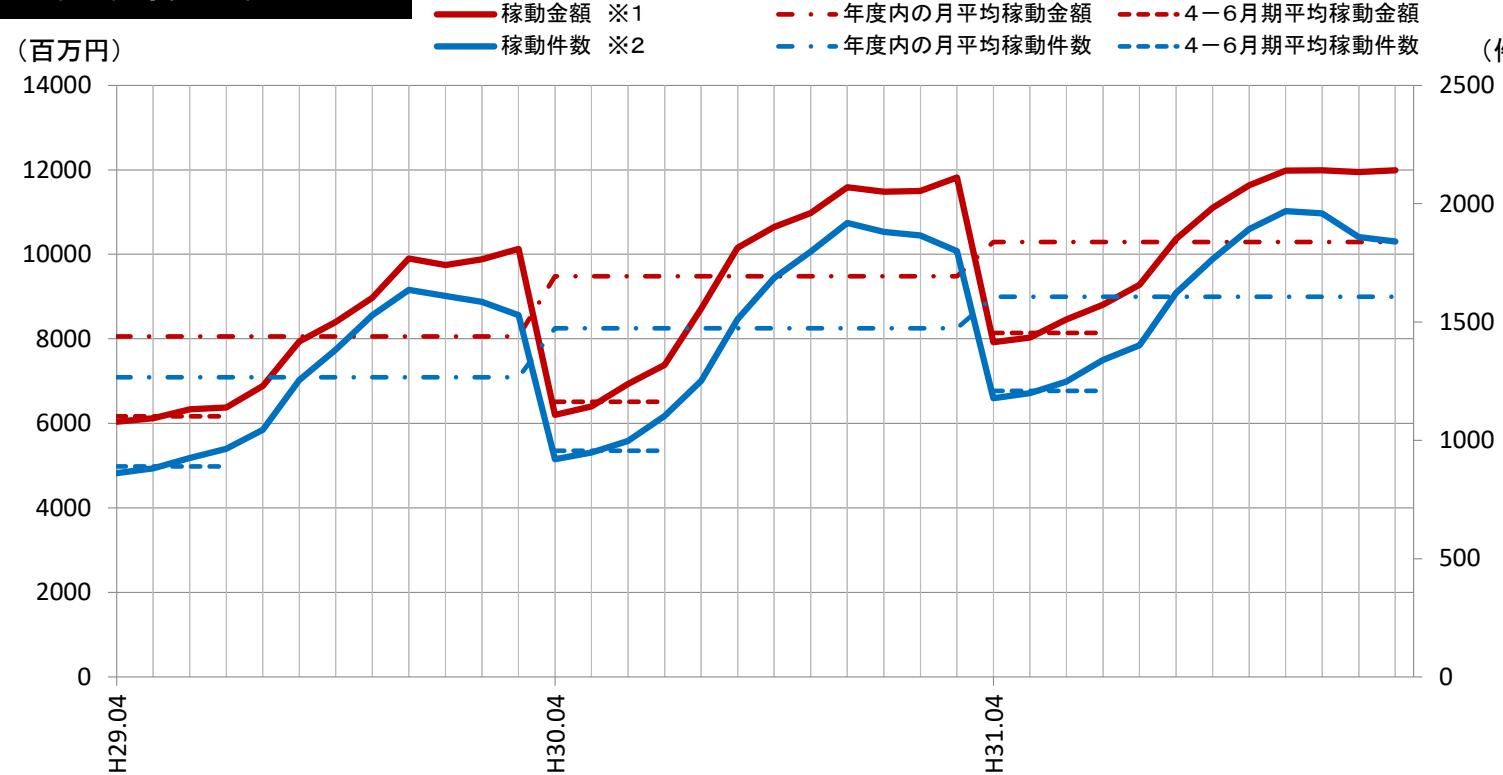
1 施工時期の平準化の状況 【徳島県】

定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{(4月-6月)\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}{(\text{当該年度})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国+徳島県+24市町村



平準化率【国+県+24市町村】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均

H29 H30 R1

件数	0.70	0.65	0.75
金額	0.76	0.69	0.79

平準化率【件数】	団体の数		
	国・県・市町	H29	H30
0.9以上	6 団体	2 団体	8 団体
0.8~0.9未満	2 団体	2 团体	1 团体
0.7~0.8未満	2 团体	1 团体	4 团体
0.6~0.7未満	7 团体	7 团体	4 团体
0.6未満	9 团体	14 团体	9 团体

平準化率【金額】	団体の数		
	国・県・市町	H29	H30
0.9以上	3 団体	4 团体	5 团体
0.8~0.9未満	4 团体	3 团体	5 团体
0.7~0.8未満	5 团体	2 团体	4 团体
0.6~0.7未満	4 团体	5 团体	4 团体
0.6未満	10 团体	12 团体	8 团体

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

3) 令和2年度 目標の進捗状況

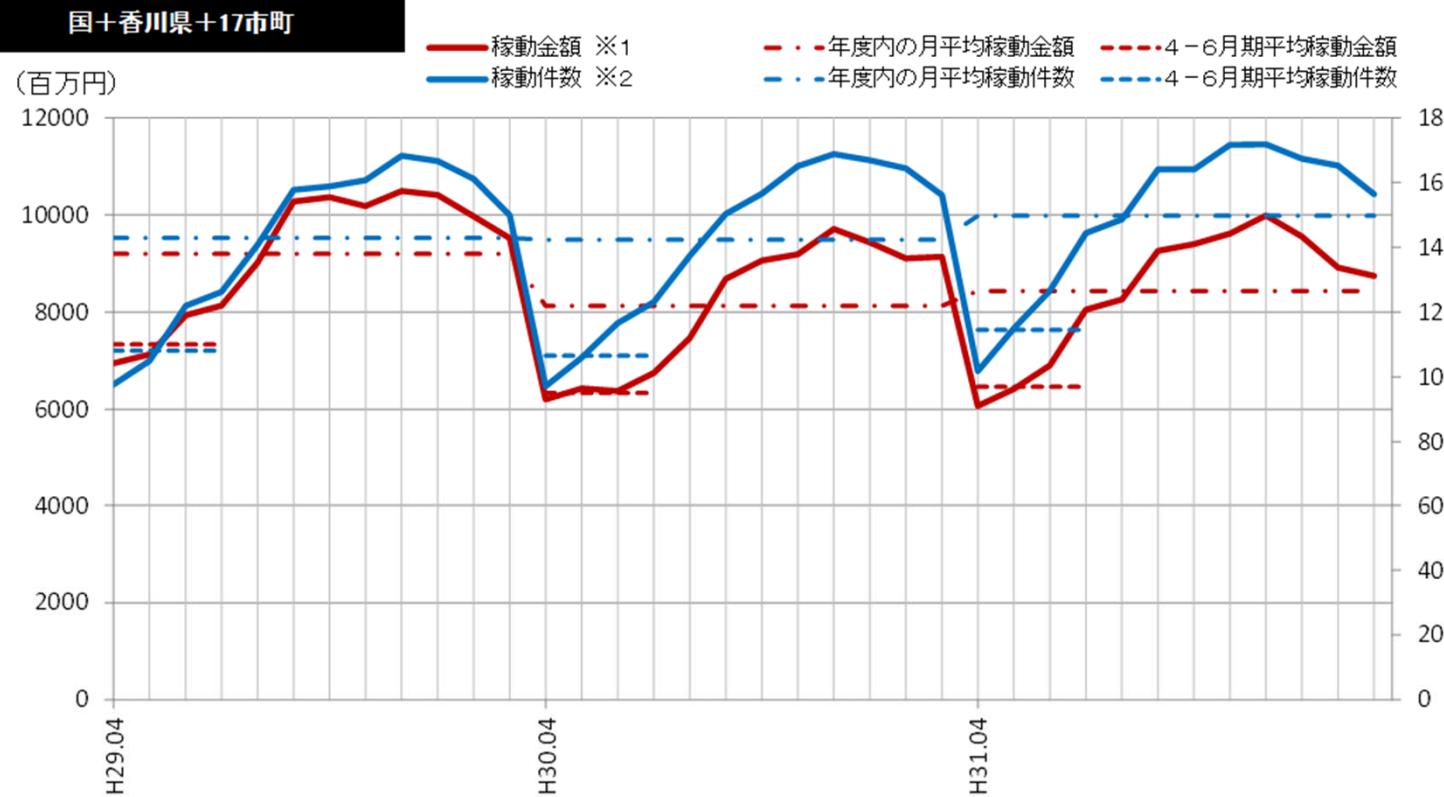
四国品確協

1 施工時期の平準化の状況 【香川県】

定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{(4月-6月)\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}{(\text{当該年度})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。



	平準化率【国+県+17市町】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均		
	H29	H30	R1
件数	0.76	0.75	0.76
金額	0.80	0.78	0.77

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

3) 令和2年度 目標の進捗状況

四国品確協

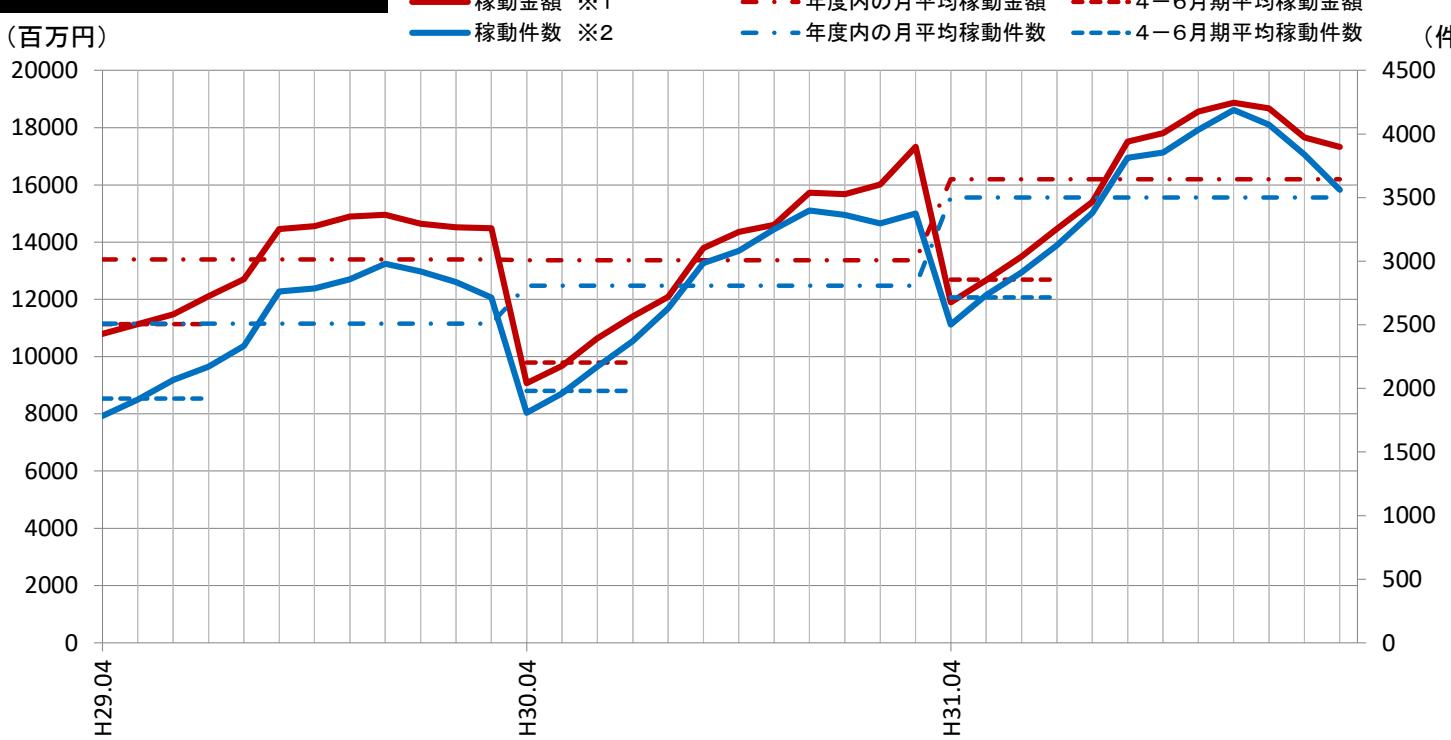
1 施工時期の平準化の状況 【愛媛県】

定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{(4月-6月)\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}{(\text{当該年度})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国+愛媛県+県内20市町



平準化率【国+県+20市町】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均

	H29	H30	R1
件数	0.76	0.71	0.78
金額	0.83	0.73	0.78

平準化率【件数】	団体の数			
	国・県・市町	H29	H30	R1
0.9以上	4 団体	2 団体	2 団体	
0.8~0.9未満	2 团体	3 团体	8 团体	
0.7~0.8未満	4 团体	5 团体	7 团体	
0.6~0.7未満	4 团体	2 团体	2 团体	
0.6未満	8 团体	10 团体	3 团体	

平準化率【金額】	団体の数			
	国・県・市町	H29	H30	R1
0.9以上	2 団体	5 团体	6 团体	
0.8~0.9未満	3 团体	1 团体	4 团体	
0.7~0.8未満	4 团体	0 团体	4 团体	
0.6~0.7未満	2 团体	6 团体	4 团体	
0.6未満	11 团体	10 团体	4 团体	

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

3) 令和2年度 目標の進捗状況

四国品確協

1 施工時期の平準化の状況 【高知県】

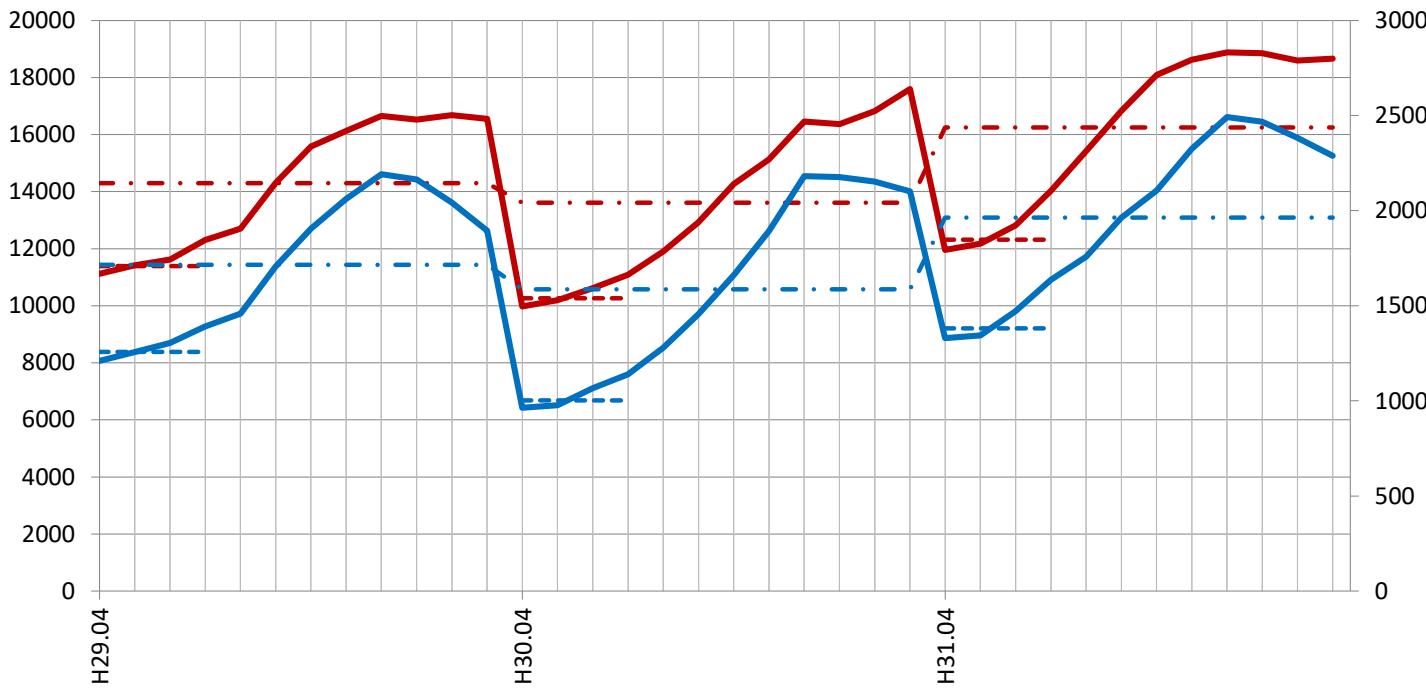
定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{(4月-6月)\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}{(\text{当該年度})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国+高知県+県内34市町村

(百万円)



平準化率【国+県+34市町村】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均

	H29	H30	R1
件数	0.73	0.63	0.70
金額	0.80	0.75	0.76

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

平準化率【件数】	団体の数		
	国・県・市町	H29	H30
0.9以上	2 団体	5 团体	5 团体
0.8~0.9未満	6 团体	3 团体	9 团体
0.7~0.8未満	5 团体	1 团体	4 团体
0.6~0.7未満	7 团体	6 团体	8 团体
0.6未満	16 团体	21 团体	10 团体

平準化率【金額】	団体の数		
	国・県・市町	H29	H30
0.9以上	4 団体	6 团体	5 团体
0.8~0.9未満	7 团体	5 团体	5 团体
0.7~0.8未満	5 团体	4 团体	7 团体
0.6~0.7未満	4 团体	3 团体	2 团体
0.6未満	16 团体	18 团体	17 团体

3) 令和2年度 目標の進捗状況

四國品確協

2 発注見通しの公表時期と頻度

○「発注関係事務の運用に関する指針」の改正に基づき、令和2年度より四半期毎に統合公表を実施。

四国地整HP(トップページ)

The screenshot shows the official website of the Shikoku Expressway (四国高速道路). The top navigation bar includes links for "Home", "About Us", "News", "Construction Information", "Press Releases", "Departments", "Contact Us", and "FAQ".

Construction Information section:

- Project Overview: Shikoku Expressway (四国高速道路) - Tokushima Segment Construction Phase
- Project Map: Aerial view of the Tokushima segment under construction.
- Information: "道路" (Road), "採用情報" (Adoption Information), and "四国の防災情報" (Disaster Prevention Information).

Press Releases section:

- Headline: "各種コンテンツ" (Various Content Types)
- List of news items from April 22, 2021, including:
 - Shikoku Expressway (四国高速道路) (TEC-FORCE)
 - Shikoku Regional Office (四国地方整備局)
 - Information for Visitors (情報公開)
 - Entry and Exit Information (入札・契約情報)
 - Map and Access (地図・アクセス)
 - Compliance (コンプライアンス) regarding procurement rules.

Departments section:

- Introduction: "各部門のご紹介"
- List of departments:
 - Disaster Prevention Group (防災グループ)
 - Planning Department (総務部)
 - Construction Department (建設部)
 - Airport Construction Department (港湾空港部)
 - Engineering Department (技術部)
 - Construction Management Department (工事部)
 - 企画部 (企画部) - highlighted with a red box and a large downward arrow pointing to it.

Technical Management section:

- i-Construction
- Information on construction work notices and excellent construction awards.

「企画部」→「四国内の工事・業務発注
見通し情報について」
を クリック

The diagram illustrates the structure of the "Four Domestic Construction and Business Bidding Forecast Information" system. It starts with a main title at the top, followed by three main sections: "Four Regional Equipment Bureau Bidding Forecast", "Four Domestic Bidding Forecast Information", and "Four Regional County-level Integrated Bidding Forecast". Each section has associated buttons for different types of public notices and specific entities. A large box labeled "Individual Agency Every" covers the second section. A blue speech bubble labeled "Click" points to the bottom right. Two blue arrows point upwards from the bottom left towards the integrated section. The bottom part shows county-level forecasts for Tokushima, Kagawa, Ehime, and Kochi.

◆四国内の工事・業務発注見通し情報

◆四国地方整備局の発注見通し

定期公表 工事 業務 事務所別

臨時公表 工事 業務

◆四国内の発注見通し情報

個別機関毎

◆四国内の県別統合発注見通し情報

徳島県 香川県 愛媛県 高知県

■四国内の県別発注見通し一覧表

No.	発注機関	担当部署	発注時期	入札・契約方法	工事名	市町村名	工事箇所	工事種別
1	国土交通省 ○○事務所	第3四半期	一般競争入札 (総合評価)	平成29年度 ○○横下部工事	○○市	○○地先	土木一式工事	工事

○この一覧表は、平成29年度に徳島県内で発注される予定の建設工事について、各発注機関が公表している発注見通し情報を平成29年1月1日時点、
○発注見通しの更新情報は、発注機関によって異なる場合があります。最新の情報は、各発注機関のホームページ等で確認ください。
○の一覧表の対象となる発注機関は、下記のとおりです。

国土交通省、国営森林管理署、第五管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所
徳島県、市町村

○記載内容の詳細情報は、各発注機関のホームページ等で確認下さい。
○記載内容につきてお問い合わせは、各発注機関へお問い合わせ下さい。
○記載内容につきてお問い合わせは、各発注機関へお問い合わせ下さい。
○ここに記載している工事が発注されない場合や記載していない工事が発注される場合、また、実際に発注する工事がこの記載内容と異なる場合があります。

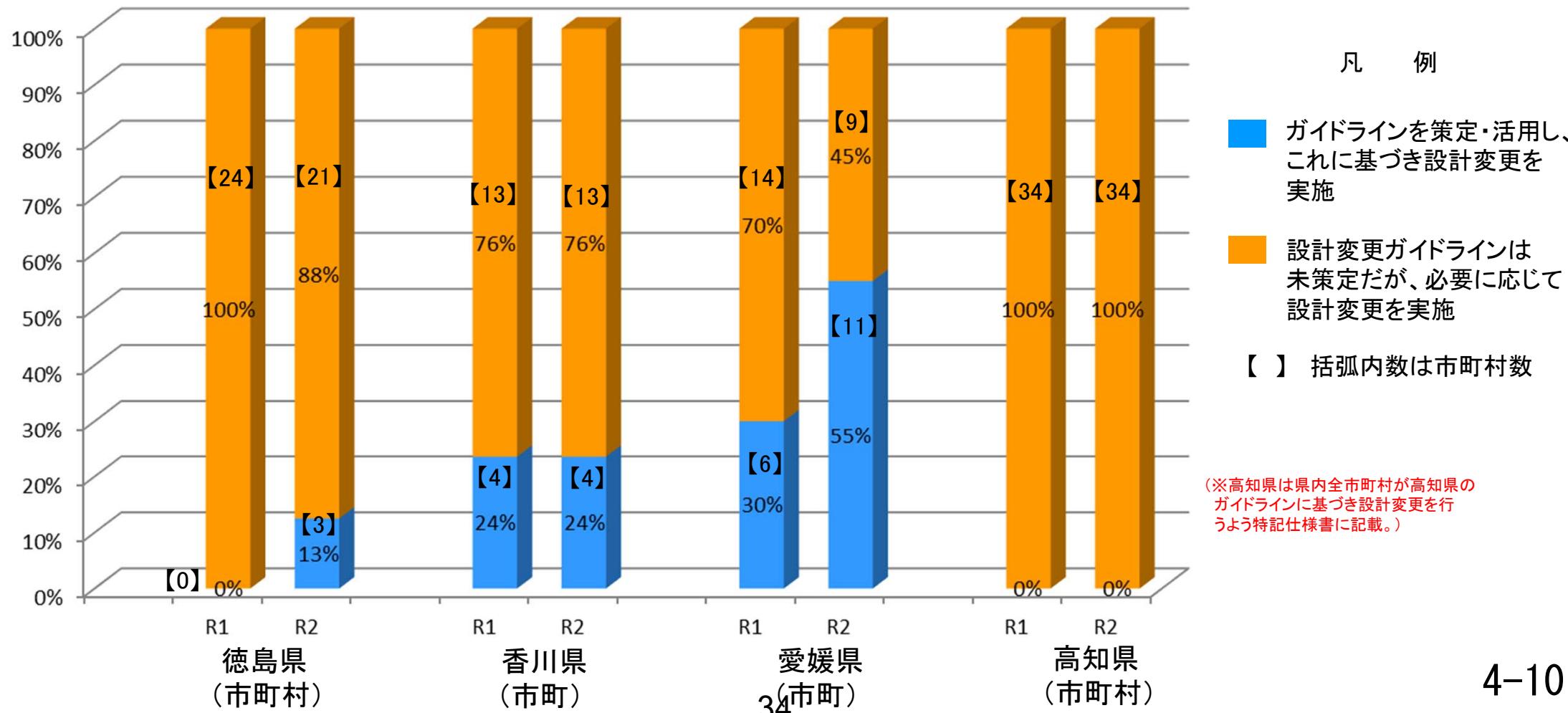
Excelデータをダウンロードして必要なデータの抽出、並替え等の加工等が可能

Excelデータをダウンロードして必要なデータの抽出、並替え等の加工等が可能

3 適正な設計変更

- 整備局、4県は設計変更ガイドラインを策定済み。
- 令和2年度の策定状況
 - ・徳島県内では、3市がガイドラインを策定。（策定率 13%）
 - ・愛媛県内では、4市1町がガイドラインを策定。（策定率 55%）

設計変更ガイドラインの策定・活用状況



1. 公共工事の品質確保の促進に向けた取組

現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るために、各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施する。

2. 発注者間の連携や調整

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況を把握・公表
- ②発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- ③発注者共通の課題への対応や各種施策の推進

3. 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

- ・四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握結果を踏まえた国・県の個別支援（キャラバン）
- ・地公体が抱える課題に対する解決策の提案や、国の施策の地公体への浸透、展開
- ・品質確保関係相談窓口（国・県）の活用
- ・工事検査・成績評定の臨場の活用
- ・国・県等の既存研修制度の活用及び講習会の開催
- ・国・県の職員等を学識経験者として活用
- ・国・県による市町村との意見交換の実施等 (場合によっては地区別県部会の開催等)

◆令和3年度 協議会のスケジュール(案)について

四国品確協

令和3年1月28日

令和2年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催

- ・令和2年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の報告(目標に対する達成状況を公表)
- ・令和3年度協議会実施方針(案)等の決定

四国品確協議会の取り組みに関する説明 (国等から首長へ説明)

- ・令和3年度の実施方針(案)及び四国品確協議会の目標について
- ・新・全国統一指標及び地域独自指標の項目、目標値について

第1回県部会 開催予定

- ・令和3年度実施方針に基づき、県部会を開催
- ・新・全国統一指標及び地域独自指標の項目、目標値に関する説明
- ・令和3年度県部会取組方針の策定及び指標に関する実施状況の確認

第2回県部会 開催予定

- ・令和3年度実施方針(案)に基づき、県部会を適宜開催
- ・令和3年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握(目標の達成状況の把握)
- ・令和4年度実施方針(案)等の調整

四国地方公共工事品質確保推進協議会(幹事会) 開催予定

- ・令和3年度実施方針に基づき、幹事会を開催
- ・令和3年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握(目標の達成状況の把握)
- ・令和4年度実施方針(案)等の調整

令和3年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催予定

- ・令和3年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の報告(目標に対する達成状況を公表)
- ・令和4年度実施方針(案)等の決定

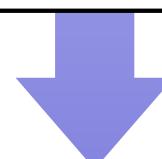
令和3年5～6月頃

令和3年 6～7月頃

令和3年10～11月頃

令和3年11～12月頃

令和4年1～2月頃



全国統一指標に関する活動

1 施工時期の平準化【工事】

更なる平準化のための意識向上を目的とし、全機関において第1段階として0.8以上を目指とする。
公表にあたっては、国等・県・市町村を含めた四国地域ブロック単位及び各県域単位の平準化率で公表する。
平準化を促進するための「さ・し・す・せ・そ」に取り組む。

2 週休2日対象工事の設定【工事】

市町村に対しても、週休2日の取り組みを推進するよう、各県部会で取り組む。

地域独自指標に関する項目

1 適正な設計変更について(設計変更ガイドラインの策定)【工事】

市町村においても設計変更ガイドラインを策定し、適正な設計変更に努めるよう取り組みを継続していく。

2 ICTを活用した工事、業務を普及させるための取り組み【工事、業務】

全機関が、ICT施工や3次元測量、情報共有システムの活用、Web会議、遠隔臨場などいずれかのICTを活用した取り組みを始める。また、各県で設置しているICT活用に関する支援協議会などを活用し、現場実地研修会による取り組みの浸透を図る。

平準化の促進に向けた取組(さしせそ)

(さ) 債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

(し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

(す) 速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

(せ) 積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

(そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

発注関係事務の目標に対する 実施状況について

四国地方公共工事品質確保推進協議会

令和3年1月28日

四国地方整備局 企画部技術管理課
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)



国土交通省 四国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

実施目標の凡例

記号	内容	説明
◎	実施済み	過年度より本格的に実施済みであり、当該年度にも継続して実施予定の場合 又は、当該年度に本格実施済の場合に選択
○	実施予定	過年度に実施がなく、当該年度に本格的に実施予定の場合 又は、過年度に一部実施(試行)済みであり、当該年度より本格的に実施の場合に選択
□	一部実施	当該年度に一部のみ実施(試行)の場合に選択
△	実施検討中	当該年度に実施する予定がなく、実施に向けた検討を行う場合に選択
-	実施予定無し	当該年度に実施する予定がない、該当が無い場合に選択

実施状況の凡例

記号	内容	説明
○	実施	目標が達成された場合に選択
△	一部実施	目標の一部が達成された場合に選択(実施目標で実施予定無し以外を選択した場合)
×	実施無し	1.実施目標で実施予定無しを選択した場合 2.目標設定したが達成出来なかった場合
-	該当無し	当該年度に該当が無かった場合

発注関係事務の実施目標について(工事)

【必ず実施すべき事項】

- : 国関係
- : 徳島県
- : 香川県
- : 愛媛県
- : 高知県

発注関係事務の実施目標について(工事)

◆必ず実施すべき事項

(国等まとめ 令和2年11月末時点)

機関名	予定価格の適正な設定										歩切りの根絶 (全ての工事で歩切り無し)			低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等								適切な設計変更						
	最新の積算基準(R2)の適用			最新の労務単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)			適正な工期の設定 (準備・後片付け、雨天・休日等不稼働日等考慮)							低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定				予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)				施工条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(請負代金額や工期の適切な変更)の実施)						
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)				
四国地方整備局 (国土交通省)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	○			◎	○	設計変更ガイドライン及び工事一時中止に係るガイドラインにより実施
中国四国農政局 (農林水産省)	◎	○			◎	○			◎	○	準備・後片付け・雨天休日等を考慮した工期を算出		◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	○			◎	○	「円滑な設計変更のために」及び「工事一時中止ガイドライン」により実施
四国森林管理局 (林野庁)	◎	○			◎	○			◎	○	現場条件、雨天休日等を考慮した日数により工期を算出		◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	○			◎	○	設計変更ガイドライン及び工事一時中止に係るガイドラインにより実施
四国運輸局(国土交通省)幹事会オブ	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			1000万円以上の工事	◎	—			◎	—			◎	—	
中国四国管区警察局(警察庁)幹事会オブ	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			1000万円以上の案件を対象	◎	○			◎	○			◎	○	
第五管区海上保安本部(国土交通省)幹事会オブ	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	○			◎	○	
中国四国地方環境事務所(環境省)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	○			◎	○	
四国財務局(財務省)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	○			◎	○	
高松国税局(国税庁)	◎	◎			◎	○			◎	○			◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	◎			◎	◎	
西日本高速道路(株)四国支社	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	○			◎	○	
本州四国連絡高速道路(株)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	○			◎	○	
(独)水資源機構吉野川本部 オブ	◎	○			◎	○			◎	○	準備・後片付け、雨天・休日等を考慮した日数により工期を算出		◎	○			1000万円以上の工事	◎	○			◎	○			◎	○	工事請負契約における設計変更ガイドライン

発注関係事務の実施状況等について(工事)

◆必ず実施すべき事項

(徳島まとめ 令和2年11月30日時点)

機関名	予定価格の適正な設定									歩切りの根拠(全ての工事で歩切り無し)									低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等									適切な設計変更		
	最新の積算基準(R1)の適用			最新の労務単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)			適正な工期の設定 (準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)			歩切りの根拠(全ての工事で歩切り無し)			低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定			予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)			施工条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(積算代金額や工期の適切な変更)の実施)											
	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)		
徳島県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			□	○	内訳書の提出確認有り 設計金額2億円以上の工事を事後公表	◎	○	設計図書等に基づき変更					
徳島市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		◎	○			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更					
鳴門市	◎	○	一部工事で独自賃経費を適用		◎	○			◎	○			◎	○		◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
小松島市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
阿南市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
吉野川市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		◎	○			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更					
阿波市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更					
美馬市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更					
三好市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		◎	○			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更					
勝浦町	◎	○	一部工事で、施工管理などの提出を独自基準としており、独自の賃経費を適用		◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更					
上勝町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
佐那河内村	◎	○	一部工事で、施工管理などの提出を独自基準としており、独自の賃経費を適用		◎	○			◎	○			◎	○		◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
石井町	◎	○	一部工事で、施工管理などの提出を独自基準としており、独自の賃経費を適用		◎	○			◎	○			◎	○		◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
神山町	◎	○	一部工事で、施工管理などの提出を独自基準としており、独自の賃経費を適用		◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
那賀町	◎	○	一部工事で、施工管理を独自基準としており、独自の賃経費を適用		◎	○			◎	○			◎	○		◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
牟岐町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
美波町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
海陽町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
松茂町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
北島町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
藍住町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
板野町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
上板町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
つるぎ町	◎	○	一部工事においては、施工管理等に係る書類を独自基準に基づき簡略化しているため、独自の賃経費を適用している。		◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						
東みよし町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		◎	○	最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき変更						

発注関係事務の実施状況について【必ず実施すべき事項】(工事)
(香川まとめ 令和2年11月1日現在)

R2目標凡例：◎実施済 ○実施予定 □一部実施 △実施検討中 一実施予定無

実施状況凡例：○実施 △一部実施 ×実施無

機関名	予定価格の適正な設定												歩切りの根拠 (全ての工事で歩切り無し)				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等								適切な設計変更			
	最新の積算基準(R2)の適用			最新の労務基準等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)			適正な工期の設定 (準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)													低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定				予定価格の原則事後公表				
	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状況 に変わった 取り組み があれば 記載)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	備考 (補足 説明等)				
香川県	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	香川県工事請負契約款に基づき変更	
高松市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		□	△		◎	○		◎	○	高松市工事請負契約款に基づき変更	
丸亀市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	丸亀市建設工事請負契約款に基づき変更	
坂出市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	坂出市工事請負契約款に基づき変更	
普通寺市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	普通寺市工事請負契約款に基づき変更	
観音寺市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	観音寺市建設工事請負契約款に基づき変更	
さぬき市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	さぬき市工事請負契約款に基づき変更	
東かがわ市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	東かがわ市工事請負契約款に基づき変更	
三豊市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	三豊市工事請負契約款に基づき変更	
土庄町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	—	×	事前公表		◎	○	土庄町工事請負契約款に基づき変更		
小豆島町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	□	△		◎	○		◎	○	小豆島町工事請負契約款に基づき変更
三木町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	◎	○			◎	○	◎	○	三木町工事請負契約款に基づき変更
直島町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	—	×			◎	○	◎	○	直島町工事請負契約款に基づき変更
宇多津町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		低入札調査基準価格のみ設定	◎	○			◎	○	◎	○	宇多津町工事請負契約款に基づき変更
綾川町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	◎	○			◎	○	◎	○	綾川町工事請負契約款に基づき変更
琴平町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	◎	○			◎	○	◎	○	琴平町工事請負契約款に基づき変更
多度津町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	◎	○			◎	○	◎	○	多度津町工事請負契約款に基づき変更
まんのう町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	◎	○		予定価格が250万円を超えないものは、非公表	◎	○	◎	○	まんのう町工事請負契約款に基づき変更

発注関係事務の実施状況の把握結果について(工事:必ず実施すべき事項)
(愛媛まとめ 令和2年3月31日現在)

機関名	予定価格の適正な設定								歩切りの根拠 (全ての工事で歩切り無し)				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等								適切な設計変更							
	最新の積算基準の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)				最新の労務単価基準の適用 (準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)								R2年度 目標				R2年度 目標				R2年度 目標				R2年度 目標			
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況に あたる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況に あたる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況に あたる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況に あたる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況に あたる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況に あたる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)				
愛媛県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		愛媛県土木部設計変更ガイドラインに基づき変更				
松山市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		松山市建設工事設計変更ガイドラインに基づき変更				
今治市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		今治市工事請負契約に係る設計変更ガイドラインに基づき変更(R2.5.29策定、R2.7.1より適用)				
宇和島市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		宇和島市土木工事設計変更ガイドラインに基づき変更				
八幡浜市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		八幡浜市 設計変更事務取扱要領」に基づき変更				
新居浜市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		新居浜市建設工事設計変更ガイドラインに基づき変更				
西条市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		西条市策定の設計変更ガイドラインに基づき変更				
大洲市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		大洲市建設工事請負契約及び設計変更等委託契約における設計変更ガイドラインに基づき変更				
伊予市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			□	○	事前公表	一般競争入札・総合評価落札方式は事後公表	◎	○		伊予市建設工事設計変更ガイドラインに基づき変更				
四国中央市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			□	○	事前公表	案件により事後公表を実施。	◎	○						
西予市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
東温市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			□	○	事前公表	一般競争入札は事後公表	◎	○						
上島町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○						
久万高原町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
松前町	◎	○			◎	○			◎	△			□	△			◎	○			◎	○						
砥部町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
内子町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
伊方町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
松野町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○						
鬼北町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○						
愛南町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						

令和2年度発注関係事務の目標に対する実施状況について(工事)

◆必ず実施すべき事項

(高知まとめ 令和2年11月末時点)

機関名	予定価格の適正な設定								歩切りの根絶 (全ての工事で歩切り無し)				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等						適切な設計変更			
	最新の積算基準(R2年度)の適用		最新の労務単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)			適正な工期の設定 (準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)							低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定			予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)			施工条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更・請負代金額や工期の適切な変更)の実施			
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況に変わ る取り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況に変わ る取り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)		
高知県	◎	○	最新の積算基準を適用	◎	○	【改定時期】 業務・一般資材、 4, 7, 10, 1月 鋼材等、毎月 ・昨年度に引き続き R2.3から適用する 労務単価の運用 に係る特例措置を 実施	◎	○	【標準工事日数の考え方】 ・4週8休 ・施工不能日(雨天等) を考慮 ・資機材調達、工法、施 工条件等を考慮し、柔 軟に設定 ・週休2日の確保を促 進するための余裕を 持った工期の設定 (H28.1~試行)	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○	全工事でいずれか の価格を設定	□	△	予定価格2500万以上 を事後公表	◎	○	・設計変更ガイドラインを 策定(H28.4)	
高知市	◎	○	最新の積算基準を適用 土木積算基準の運用 については、高 知市に準じてい る。	◎	○	【改定時期】 業務・一般資材、 4, 7, 10, 1月 鋼材等、毎月 ・昨年度に引き続き R2.3から適用する 労務単価の運用 に係る特例措置を 実施	◎	○	【標準工事日数の考え方】 ・4週8休 ・施工不能日(雨天等) を考慮 ・資機材調達、工法、施 工条件等を考慮し、柔 軟に設定	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○	最低制限価格の設 定。総合評価方式 では低入札調査基 準価格の設定。	□	△	(事前公表) 一般競争入札で発注する建設工 事のうち、工事・水道施 工事・道路工事・電気工 事・機械整備工事、道路開削設置工 事等の高知県土木工事標準積 算基準に準じて評価された工事 (以下、「土木系工事」とい う)以外の工事 ・事業者登録登録料金を支 拂い競争入札で発注する建設工 事、一般競争入札で発注する土 木系工事及び随意契約で発注す る全工事	◎	○	県に準ずる (高知市の設計変更ガイド ラインを策定中 R3.1予定)	
室戸市	◎	○	土木は最新の基準 書	◎	○		◎	○	基準書の履行機関の算 定方式により算出	◎	○	設計書の価格と同 額に設定	◎	○	最低制限価格を設 定。総合評価方式 では低入札調査基 準価格を設定。	-	-	全工事において、予定 価格を事前公表	◎	○	県に準ずる	
安芸市	◎	○	県に準じる。	◎	○	県に準じる。	◎	○	基本的に標準工期であ るが、工事内容を勘案 し柔軟に設定する場合 もあり。	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○	最低制限価格のみ 設定	◎	○	全工事について事後公 表	◎	○	県に準ずる	
南国市	◎	○	県に準じる。	◎	○	県に準じる。	◎	○		◎	○		◎	○	全工事で最低制限 価格を設定	◎	○	全工事について事後公 表	◎	○		
土佐市	◎	○	最新の積算基準書 を適用 ※土木積算シス テムについては県シ ステムを共有して いるため、県の改 定に準ずる。	◎	○	最新の労務単価等 を適用 ※土木積算シス テムについては県シ ステムを共有して いるため、県の改 定に準じる。	◎	○	【標準工事日数の考え方】 ※県と同様 ・4週8休 ・施工不能日(雨天等) を考慮 ・資機材調達、工法、施 工条件等を考慮し、柔 軟に設定	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定。	◎	○	最低制限価格を設 定 総合評価方式では 低入札調査基準 価格を設定。	◎	○	全工事について事後公 表	◎	○	施工条件の変更等について契約 18条に基づく工事条件変更等規 定期制に従って検討し、実施 される場合に設計変更へ反映して いる。 また、施工条件による結果 等に応じて設計変更を行ってい る。 最終の積算変更も行ってい る。	
須崎市	◎	○	最新の積算基準を適用(県に準じて実 施)	◎	○	県に準じる。	◎	○	基本的に標準工期であ るが、工事内容及び施 工不能日等を考慮し設 定も行う。	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○	平成20年10月より予定 価格1000万円以上を事 後公表に変更。	◎	○	県に準じている。				
宿毛市	◎	○	県に準じて	◎	○	県に準じて	◎	○	基本的に標準工期であ るが、工事内容及び施 工不能日等を考慮し設 定も行う。	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○	最低制限価格のみ 設定	-	-	全事前公表 当該年度に実施する予 定が無い	◎	○	県に準じて	
土佐清水市	◎	○	県に準じる。	◎	○	県に準じる	◎	○	基本的に標準工期で対 応しているが、工事内 容等により柔軟に設定	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○		◎	○		◎	○	県に準じる。	
四万十市	◎	○	高知県土木積算シ ステムによる積算 を行っており、県の 改定に準じてい る。	◎	○	高知県土木積算シ ステムによる積算 を行っており、県の 改定に準じてい る。	◎	○	【標準工事日数の考え方】 ※県と同様 ・4週8休 ・施工不能日(雨天等) を考慮 ・週休2日の確保を促 進するための余裕を 持った工期の設定 (R2.11~試行)	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○	最低制限価格のみ 設定	◎	○	公告及び指名通知を行 う競争入札について事 後公表	◎	○	県に準ずる	
香南市	◎	○	高知県土木積算シ ステムによる積算 を行っており、県の 改定に準じてい る。	◎	○	高知県土木積算シ ステムによる積算 を行っており、県の 改定に準じてい る。	◎	○	基本的に標準工期で対 応しているが、工事内 容等により柔軟に設定	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○	告示又は指名通知を行 う競争入札について事 後公表	◎	○	・事務取扱要領に基づき実 行				

機関名	予定価格の適正な設定										歩切りの根拠 (全ての工事で歩切り無し)				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等						適切な設計変更						
	最新の積算基準(R2年度)の適用			最新の労務単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)			適正な工期の設定 (準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)								低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定			予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)			施工条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(請負代金額や工期の適切な変更)の実施)						
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)			
香美市	◎	○			◎	○			◎	○	準備、雨天、休日等考慮し、算出		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	最低制限価格のみ設定		◎	○			◎	○	県に準ずる
東洋町	◎	○	最新の積算基準を適用		◎	○	最新の労務単価を適用		◎	○	天候等を考慮		◎	○			◎	○	最低制限価格のみ設定		◎	○	全て事後公表		◎	○	
奈半利町	◎	○	最新の積算基準を適用		◎	○	最新の労務単価を適用		◎	○	標準工期で設定		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	最低制限価格のみ設定		◎	○	事後公表		◎	○	
田野町	◎	○	県に準じる。		◎	○	県に準じる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	最低制限価格のみ設定		◎	○			◎	○	県に準ずる
安田町	◎	○	最新の積算基準を適用		◎	○	最新の労務単価を適用		◎	○			◎	○			◎	○	最低制限価格のみ適用		◎	○	事後公表		◎	○	
北川村	◎	○	最新の基準書		◎	○	県の積算システムを使用		◎	○	準備・後片付、雨天休日を考慮した日数により工期を算出		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	最低制限価格のみ適用	□	△		予定価格3千万円以上を事後公表		◎	○	県に準じる
馬路村	◎	○	土木積算システムで対応		◎	○			◎	○	標準工期で設定		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	最低制限価格のみ設定。		◎	○	入札全工事事後公表		◎	○	
芸西村	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	最低制限価格のみ適用		◎	○	事後公表		◎	○	
本山村	◎	○			◎	○			◎	○	県に準ずる。		◎	○			◎	○	最低制限価格のみ		◎	○			◎	○	
大豊町	◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	最低制限価格の設定	□	△		入札にかけた全工事を事後公表(原則250万円以上)		◎	○	県に準ずる
土佐町	◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	最低制限価格のみ適用		◎	○			◎	○	
大川村	◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	最低制限価格のみ適用		◎	○			◎	○	
いの町	◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	最低制限価格のみ適用	□	△		原則として予定価格事後公表。ただし、請負対象金額が2千万円未満の人件料についてはこの限りではない。		◎	○	県に準ずる
仁淀川町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	最低制限価格のみ適用		□	○	5億円以上を事後公表		◎	○	県に準ずる
中土佐町	◎	○	県に準じる。		◎	○	県に準じる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定		◎	○	全工事でいずれかの価格を設定	□	△		予定価格2千5百万円以上を事後公表		◎	○	
佐川町	◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○	県に準ずる。		◎	○			◎	○	最低制限価格のみ適用	◎	—	全て事前公表		◎	○	県に準ずる	

機関名	予定価格の適正な設定										歩切りの根絶 (全ての工事で歩切り無し)						低札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等						適切な設計変更						
	最新の積算基準(R2年度)の適用			最新の労務単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)			適正な工期の設定 (準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)										低札調査基準価格又は最低制限価格の設定			予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)			施工条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(積算代金額や工期の適切な変更)の実施)						
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)					
越知町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	—	全て事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○							
猪原町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			△	△	設計価格に ついては全 て事前公表	設計価格については全 て事前公表	◎	○							
日高村	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	R2.6.19施行。総合 評価方式を導入 (土木一式行為 3,000万円以上)。	総合評価方式 適用。 総合評価方式では、 均一基準価格 適用。	◎	○			◎	○							
津野町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			□	△	予定価格が建設工事: 1,000万円、建築工事: 2,000万円以上の場合 に事後公表	予定価格が建設工事: 1,000万円、建築工事: 2,000万円以上の場合 に事後公表	◎	○							
四万十町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			□	△	予定価格5,000万円を 事後公表	予定価格5,000万円を 事後公表	◎	○							
大月町	◎	○	県に準ずる。	◎	○	県に準ずる。	◎	○	県に準ずる。	◎	○	県に準ずる。	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○		最低制限価格のみ 設定	◎	○	入札全工事事後公表	入札全工事事後公表	◎	○	県の事務取扱要領に準 じて変更			
三原村	◎	○	県に準ずる。	◎	○	県に準ずる。	◎	○	県に準ずる。	◎	○	県に準ずる。	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○	最低制限価格のみ 適用	□	△	請負対象金額500万円 以上の建設工事で事後 公表を試行	請負対象金額500万円 以上の建設工事で事後 公表を試行	◎	○	県に準ずる				
黒潮町	◎	○	県に準ずる。	◎	○	県に準ずる。	◎	○	県に準ずる。	◎	○	県に準ずる。	◎	○	適正に設定された 設計書の価格と同 額に設定	◎	○	最低制限価格のみ 適用	◎	○	予定価格は全て事後公 表	予定価格は全て事後公 表	◎	○	県に準ずる。				

発注関係事務の実施目標について(業務)

【必ず実施すべき事項】

- : 国関係
- : 徳島県
- : 香川県
- : 愛媛県
- : 高知県

発注関係事務の実施目標について(業務)

◆必ず実施すべき事項

(国等まとめ 令和2年11月末時点)

機関名	予定価格の適正な設定										歩切りの根拠 (全ての業務で歩切り無し)			低札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等						適切な設計変更				
	最新の積算基準(R2)の適用			最新の技術者単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)			適正な履行期間の設定							低札調査基準価格又は最低制限価格の設定			予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)			設計条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(積算代金額や履行期間の適切な変更)の実施)				
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)				
四国地方整備局(国土交通省)	◎	○			◎	○			◎	○	標準書の履行期間の算定方式により算出		◎	○		1000万円以上の業務が対象	◎	○			◎	○		
中国四国農政局(農林水産省)	◎	○			◎	○			◎	○	標準書の履行期間の算定方式により算出		◎	○		1000万円以上の業務が対象	◎	○			◎	○	「円滑な設計変更のため に(調査・測量・設計等業 務編)」により実施	
四国森林管理局(林野庁)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		1000万円以上の業務が対象	◎	○			◎	○		
四国運輸局(国土交通省) 幹事会オブ	◎	—			◎	—			◎	—			◎	—		1000万円以上の業務が対象	◎	—			◎	—		
中国四国管区警察局四国警察支局(警察庁) 幹事会オブ	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		1000万円以上の業務が対象	◎	○			◎	○		
第五管区海上保安本部(国土交通省) 幹事会オブ	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		1000万円以上の業務が対象	◎	○			◎	○		
中国四国地方環境事務所(環境省)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		1000万円以上の業務が対象	◎	○			◎	○		
四国財務局(財務省)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		1000万円以上の業務が対象	◎	○			◎	○		
高松国税局(国税庁)	◎	◎			◎	○			◎	○			◎	◎							◎	○	当該年度に該当なし	
西日本高速道路(株)四国支社	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○							◎	○		
本州四国連絡高速道路(株)	◎	○			◎	○			◎	○			—	—							◎	○		
(独)水資源機構 吉野川本部 オブ	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		1000万円以上の業務が対象	◎	○			◎	○	土木設計業務等設計変 更ガイドラインにより実施	

発注関係事務の実施状況等について(業務)

◆必ず実施すべき事項

(徳島まとめ 令和2年11月30日時点)

機関名	予定価格の適正な設定									歩切りの根絶 (全ての業務で歩切り無し)			低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等						適切な変更												
	最新の積算基準(R1)の適用			最新の技術者基準等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)			適正な履行期間の設定						低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定			予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)			設計条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(積算代金額や履行期間の適切な変更)の実施)												
	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)							
徳島県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			□	×	内訳書の提出確認有り 設計金額が2千円以上の業務の一部を事前公表(試行)	◎	○	設計図書等に基づき設定						
徳島市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定									
鳴門市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定									
小松島市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						
阿南市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	△	×			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定						
吉野川市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定									
阿波市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定						
美馬市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定						
三好市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定									
勝浦町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						
上勝町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	◎	○			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定						
佐那河内村	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	—	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定					
石井町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	—	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定					
神山町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	—	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						
那賀町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	—	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定					
牟岐町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		—	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						
美波町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		△	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						
海陽町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	△	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						
松茂町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	—	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						
北島町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		—	×			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定						
藍住町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		—	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						
板野町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	△	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						
上板町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○	端数処理	△	×			◎	○		◎	○	設計図書等に基づき設定						
つるぎ町	◎	○	一部業務においては、業務管理等に係る提出書類を独自基準に基づき簡略化しているため、独自の諸経費を適用している。				◎	○		◎	○		◎	○	端数処理	◎	○	最低制限価格のみ	—	×			—	×	内訳書の提出確認有り	◎	○	設計図書等に基づき設定			
東みよし町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		—	×			—	×		◎	○	設計図書等に基づき設定						

発注関係事務の実施状況について【必ず実施すべき事項】(業務)
(香川まとめ 令和2年11月1日現在)

R2目標凡例：◎実施済 ○実施予定 □一部実施 △実施検討中 - 実施予定無

実施状況凡例：○実施 △一部実施 ×実施無

機関名	予定価格の適正な設定										歩切りの根絶 (全ての業務で歩切り無し)				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等						適切な設計変更					
	最新の積算基準(R2)の適用			最新の技術者単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)			適正な履行期間の設定								低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定			予定価格の原則事後公表			設計条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(請負代金額や履行期間の適切な変更)の実施)					
	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれ ば記載)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれ ば記載)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれ ば記載)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれ ば記載)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれ ば記載)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれ ば記載)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれ ば記載)					
香川県	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	香川県土木設計業務等委託契約書に基づき変更		
高松市	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		—	×	事前公表	随意契約は非公表	◎	○		高松市(土木・建築・監理)設計業務等委託契約書に基づき変更			
丸亀市	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		—	×	◎	○		—	×	130万円を超える工事関連業務委託は事後公表それ以外は非公表			
坂出市	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		—	×	◎	○		—	×		坂出市工事請負契約書に準じて変更		
善通寺市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	△		—	×		—	×	事前公表		◎	○			普通市建築設計業務等委託契約書又は善通寺市土木設計業務委託契約書に基づき変更		
観音寺市	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		—	×	事前公表		◎	○			觀音寺市(土木・建築)設計業務等委託契約書に基づき変更		
さぬき市	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		—	×	◎	○		—	×		さぬき市建築設計業務等委託契約書又はさぬき市土木設計業務委託契約書に基づき変更		
東かがわ市	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		—	×	◎	○		—	×		東かがわ市土木設計業務等委託契約書又は東かがわ市建築設計業務等委託契約書に基づき変更		
三豊市	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		—	×	事前公表		◎	○			三豊市土木設計業務等委託契約書又は三豊市建築設計業務委託契約書に基づき変更		
土庄町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	◎	○		—	×		◎	○	土庄町(土木・建築)設計業務等委託契約書に基づき変更	
小豆島町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	◎	○		—	×		◎	○	小豆島町(土木・建築)設計業務等委託契約書に基づき変更	
三木町	◎	○		◎	○		◎	○		△	×		—	×		一部の業務について、最低制限価格の導入を検討予定	◎	○		—	×		◎	○	三木町土木設計業務等委託契約書及び三木町建築設計業務等委託契約書に基づき変更	
直島町	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		当該年度に実施する予定が無い	—	×		—	×		◎	○	直島町土木設計業務等委託契約書及び直島町建築設計業務等委託契約書に基づき変更	
宇多津町	◎	○		◎	○		◎	○		△	×		—	×		—	×	◎	○		—	×		◎	○	宇多津町土木設計業務等委託契約書及び宇多津町建築設計業務等委託契約書に基づき変更
綾川町	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		当該年度に実施する予定が無い	◎	○		—	×		◎	○	綾川町設計業務等委託契約書に基づき変更	
琴平町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		最低制限価格のみ設定	◎	○		—	×		◎	○	琴平町工事請負契約書に準じて変更	
多度津町	◎	○		◎	○		◎	○		—	×		—	×		当該年度に実施する予定が無い	◎	○		—	×		◎	○	多度津町契約規則に基づき変更	
まんのう町	◎	○		◎	○		◎	○		□	△		—	×		一部の業務について、最低制限価格を導入	◎	○		予定価格が250万円を超えないものは、非公表	◎	○	13	まんのう町土木設計業務等委託契約書に基づき変更		

発注関係事務の実施状況の把握結果について(業務:必ず実施すべき事項)
(愛媛まとめ 令和2年9月30日現在)

機関名	予定価格の適正な設定										歩切りの根拠 (全ての業務で歩切り無し)			低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等								適切な設計変更						
	最新の積算基準の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)				適正な履行期間の設定				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定				予定価格の原則事後公表				設計条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(積算代金額や履行期間の適切な変更)の実施)											
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わった取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)				
愛媛県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
松山市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
今治市	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
宇和島市	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
八幡浜市	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		◎	○					◎	○				
新居浜市	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		◎	○					◎	○				
西条市	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
大洲市	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×		非公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○					
伊予市	◎	○			◎	○			◎	○			□	○	設計金額が1,000万円を超える ものについて低入札調査価格を設定	—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○							
四国中央市	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		□	○	事前公表	案件により事後公表を実施	◎	○						
西予市	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
東温市	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×		非公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○					
上島町	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		◎	○					◎	○				
久万高原町	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		◎	○					◎	○				
松前町	◎	○			◎	○			◎	○			—	△	検討中	—	×		非公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
砥部町	◎	○			◎	○			◎	○			○	-			—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
内子町	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×		非公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○					
伊方町	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○						
松野町	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×		非公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○					
鬼北町	◎	○			◎	○			◎	○			—	×	当該年度に実施する予定が無い		—	×		非公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○					
愛南町	◎	○			◎	○			◎	○			□	○	設計金額130万円を超える建設 コンサルント業務等	—	×	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○							

令和2年度 発注関係事務の目標に対する実施状況について(業務)

◆必ず実施すべき事項

(高知まとめ 令和2年11月末時点)

機関名	予定価格の適正な設定								歩切りの根絶 (全ての業務で歩切り無し)				低札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等						適切な設計変更						
	最新の積算基準(R2)の適用				最新の技術者単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)								適正な履行期間の設定			低札調査基準価格又は最低制限価格の設定			予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)			設計条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(積算代金額や履行期間の適切な変更)の実施)			
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	
高知県	◎	○			◎	○	・昨年度に引き続きR2.3 から適用する技術者単 価の運用に係る特例措 置を実施	◎	○		◎	○		◎	○	最低制限価格のみ設定	□	△	予定価格2500万円以上 を事後公表	◎	○	工事に準ずる。			
高知市	◎	○			◎	○	・昨年度に引き続きR2.3 から適用する技術者単 価の運用に係る特例措 置を実施	◎	○		◎	○	適正に設定された設計 書の価格と同額に設定	◎	○	最低制限価格のみ設定	◎	○		◎	○	工事に準ずる。			
室戸市	◎	○			◎	○		◎	○	基準書の履行期間の算 定期方式により算出	◎	○		◎	○	最低制限価格のみ設定	◎	○	全ての業務で予定価格 を事後公表。	◎	○	工事に準ずる。			
安芸市	◎	○			◎	○		◎	○	実績をもとに設定	◎	○	適正に設定された設計 書の価格と同額に設定	◎	○	最低制限価格のみ設定	◎	○	全ての業務で予定価格 を事後公表。	◎	○	工事に準ずる。			
南国市	◎	○			◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	最低制限価格のみ設定	◎	○	全ての業務で予定価格 を事後公表。	◎	○	工事に準ずる。			
土佐市	◎	○	最新の積算基準書を適 用※土木積算システムに ついては県システムを 共有しているため、県 の改定に準ずる。		◎	○	最新の技術者単価等を 適用※土木積算システムに ついては県システムを 共有しているため、県 の改定に準ずる。	◎	○	基準書の履行期間の算 定期方式により算出 した、業務内容によって 差異に設定。	◎	○	適正に設定された設計 書の価格と同額に設定	△	×	当該年度に実施する予定が無 い	◎	○	全ての業務で予定価格 を事後公表。	◎	○	工事に準じて適切に変更対応を 行っている。			
須崎市	◎	○			◎	○		◎	○	事故繰越等、予算の制 約により、困難なものも ある。	◎	○		△	-	今年度より検討予定。	◎	○		◎	○				
宿毛市	◎	○	県に準じて		◎	○	県に準じて	◎	○	過去の実績等をもとに 算定	◎	○	適正に設定された設計 書の価格と同額に設定	◎	○	最低制限価格のみ設定	-	-	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○	工事に準ずる。		
土佐清水市	◎	○			◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	工事に準ずる。			
四万十市	◎	○	最新の積算基準を適用		◎	○	最新の労務賃料単価を 適用	◎	○	基準書の履行期間の算 定期方式により算出	◎	○		◎	○	最低制限価格のみ設定	◎	○	公告及び指名通知を行 う競争入札について事 後公表	◎	○	工事に準ずる。			
香南市	◎	○			◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	告示又は指名通知を行 う競争入札について事 後公表	◎	○	工事に準ずる。			
香美市	◎	○			◎	○		◎	○		◎	○		△	△	R3年度より実施を検討中	◎	○		◎	○	工事に準ずる。			
東洋町	◎	○	最新の積算基準を適用		◎	○	最新の労務単価を適用	◎	○		◎	○		◎	○	最低制限価格のみ設定	◎	○	全業務事後公表	◎	○	工事に準ずる。			
奈半利町	◎	○	最新の積算基準を適用		◎	○	最新の労務単価を適用	◎	○		◎	○		-	×	当該年度に実施する予定が無 い	△	○	本年度から検討を行う	◎	○	工事に準ずる。			
田野町	◎	○	県に準じる		◎	○	県に準じて	◎	○	基準書の履行期間の算 定期方式により算出及び 過去の実績を基に設定	◎	○	適正に設定された設計 書の価格と同額に設定	△	×	当該年度に実施する予定が無 い	◎	○	全業務事後公表	◎	○	工事に準ずる。			
安田町	◎	○	最新の積算基準を適用		◎	○	最新の労務単価を適用	◎	○		◎	○		-	-	当該年度に実施する予定が無 い	◎	○		◎	○				
北川村	◎	○	最新の基準書		◎	○	県の積算システムを使 用	◎	○	基準書の履行期間の算 定期方式により算出	◎	○		◎	○	最低制限価格のみ設定	□	△	予定価格2千万円以上 を事後公表	◎	○	工事に準ずる。			

機関名	予定価格の適正な設定										歩切りの根絶 (全ての業務で歩切り無し)			低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等								適切な設計変更					
	最新の積算基準(R2)の適用				最新の技術者単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)				適正な履行期間の設定				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定				予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)				設計条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(積合代金額や履行期間の適切な変更)の実施)						
	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わら取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)			
馬路村	◎	○			◎	○			◎	○			◎	×			最低制限価格の設定について検討を行う	◎	○		入札のみ事後公表	◎	○		工事に準ずる。		
芸西村	◎	○			◎	○			◎	○			△	×			最低制限価格の設定について検討をしたが、当該年度の実施予定は無し	◎	○			◎	○				
本山村	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			最低制限価格のみ設定	◎	○			◎	○				
大豊町	◎	○			◎	○			◎	○			—	×			当該年度に実施する予定が無い	□	△		入札のみ事後公表	◎	○		工事に準ずる。		
土佐町	◎	○			◎	○			◎	○			—	×			当該年度に実施する予定が無い	◎	○			◎	○				
大川村	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			最低制限価格のみ設定	◎	○			◎	○				
いの町	◎	○	県に準ずる		◎	○	県に準ずる		◎	○	地元説明等に不測の日数を要するので考慮している。		◎	○			最低制限価格のみ設定	□	△	原則として下記価格等 後公表。ただし、請負対象金額が5千万円未満の入札についてはこの限り(アカウタ)。	◎	○		県に準ずる			
仁淀川町	◎	○			◎	○			◎	○			—	×			当該年度に実施する予定が無い 委託業務は最低制限価格を設けていない。	—	×		当該年度に実施する予定が無い	◎	○				
中土佐町	◎	○			◎	○			◎	○			△	×				□	△	予定価格2千万円以上を事後公表	◎	○					
佐川町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			最低制限価格のみ適用	◎	—	全て事前公表		◎	○		工事に準ずる。		
越知町	◎	○			◎	○			◎	○			—	—			当該年度に実施する予定が無い	—	—	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		工事に準ずる。		
構原町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			全工事で最低制限価格を設定	△	△	設計価格については全 て事前公表	設計価格については全 て事前公表	◎	○		工事に準ずる。		
日高村	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			最低制限価格のみ設定 委託業務は最低制限価格を設けていない。	◎	○			◎	○				
津野町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			最低制限価格を、予定価格500万円未満の町単独業務を除くすべての業務に設定	□	△	予定価格1,000万円以上 の業務は事後公表。	◎	○					
四万十町	◎	○			◎	○			◎	○			—	—			当該年度に実施する予定が無い 委託業務は最低制限価格を設けていない。	—	—	事前公表	当該年度に実施する予定が無い	◎	○		工事に準ずる。		
大月町	◎	○	県に準ずる		◎	○	県に準ずる		◎	○	県に準ずる		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定	◎	○			入札全業務事後公表	◎	○		工事に準ずる。			
三原村	◎	○	県に準ずる		◎	○	県に準ずる		◎	○	県に準ずる		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定	◎	○			委託対象金額500万円以上 の委託業務は事後公表	◎	○		工事に準ずる。			
黒潮町	◎	○	県に準ずる		◎	○	県に準ずる		◎	○	県に準ずる		◎	○	適正に設定された設計書の価格と同額に設定	—	—			当該年度に実施する予定が無い 委託業務は最低制限価格を設けていない。	◎	○	予定価格はすべて事後 公表	◎	○		工事に準ずる。

発注関係事務の実施目標について(工事)

【実施に努める事項】

- : 国関係
- : 徳島県
- : 香川県
- : 愛媛県
- : 高知県

令和2年度発注関係事務の実施目標について(工事)

◆実施に努める事項
(国等まとめ 令和2年11月末時点)

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用								発注や施工時期の平準化								見積りの活用				受注者との情報共有、協議の促進化												
	総合評価落札方式の導入				工事成績評定の実施				発注・施工時期等の平準化 (債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底等予算執行、余裕期間の設定等契約上の工夫)				発注見通し情報の共用化 (地盤発注見通し情報へのHリンク)				工事着手までの余裕期間の設定又は週休2日の確保等による不稼働日を踏まえた適切な工期の設定				不調・不満等の場合の見積り活用方式の導入				ワンダーレースボンスの実施				設計変更審査会の実施				
	実施目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらぬ取引組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	実施目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらぬ取引組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	実施目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらぬ取引組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	実施目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらぬ取引組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	実施目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらぬ取引組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	実施目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらぬ取引組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	実施目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらぬ取引組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)					
四国地方整備局 (国土交通省)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			
中国四国農政局 (農林水産省)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			
中国森林管理局 (林野庁)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×			◎	○			—	×			◎	○			
四国運輸局 (国土交通省) 幹事会オブ	—	×	当年度に実施する予定はない	—	×	当年度に実施する予定はない	◎	○			年度当初から予算執行の推進を実施	◎	○			—	×	当年度に実施する予定はない	—	×	入札実績がない	—	×	当年度に実施する予定はない	—	×	当年度に実施する予定はない	—	×	当年度に実施する予定はない	—	×	当年度に実施する予定はない
中国四箇管区警 察庁 (警視庁) 幹事会オブ	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			—	×			—	×			
第五管区海上保 安本部 (国土交通省) 幹事会オブ	—	×	当年度に実施する予定はない	—	×	当年度に実施する予定はない	◎	○			年度当初から予算執行の推進を実施	◎	○			◎	○			○	○			—	×	必要に応じて予定債務一括に見積りを活用	—	×	当年度に実施する予定はない	—	×	当年度に実施する予定はない	
中国四国地方理 場事務所 (環境省)	◎	○			◎	○			◎	○			△				◎	×			◎	○			◎	×			◎	△			
四国財務局 (財務省)	○	○			○	○			◎	○	前年度設計、年度当初から年明け注文の徹底	◎	○			△	×	本省で検討中	—	—	当該年度に該当がない	—	—	当該年度に該当がない	—	—	当該年度に該当がない	—	—	当該年度に該当がない	—	—	当該年度に該当がない
高松国税局 (財務省)	—	×	施工予定なし	—	○				◎	○	一部発注困難な時期あり(会計年度末)	◎	×			○	△			—	×	当該年度に該当がない	◎	△			—	×	当該年度に該当がない	—	×	当該年度に該当がない	
西日本高速道路 (株)四国支社	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			
本州四国連絡高速道路株(株)	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			○	×		コロナによる緊急事態宣言のため開催不可	
(独)水资源機構 吉野川本部 幹事会オブ	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			○	○			◎	○			—	×		当該年度に該当がない。	

発注関係事務の実施状況等について(工事)

◆実施に努める事項

(徳島まとめ 令和2年11月30日時点)

発注関係事務の実施状況について【実施に努める事項】(工事)
(香川まとめ 令和2年11月1日現在)

R2目標凡例: ◎実施済 ○実施予定 □一部実施 △実施検討中 - 実施予定無

実施状況凡例: ○実施 △一部実施 ×実施無 一該当無 (見積りの活用や不調、不落が無かった場合)

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用								発注や施工時期の平準化								入札不調・不落時の見積りの活用等				受注者との情報共有、協議の迅速化							
	総合評価方式の導入				工事成績評定の導入				年度当初からの予算執行の徹底				HP上における発注見通しの公表				工事着手までの余裕期間の設定は退会二日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期の設定				見積りの活用				受注者からの協議等について速やかかつ適切な回答に努める			
	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状況 に変わるべき組み があれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状況 に変わるべき組み があれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状況 に変わるべき組み があれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状況 に変わるべき組み があれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状況 に変わるべき組み があれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状況 に変わるべき組み があれば 記載)	備考 (補足 説明等)				
香川県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
高松市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
丸亀市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
坂出市	◎	○			-	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
善通寺市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
観音寺市	◎	○			-	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
さぬき市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
東かがわ市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
三豊市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
土庄町	◎	○			-	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
小豆島町	◎	○			-	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
三木町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
直島町	◎	○			-	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
宇多津町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
綾川町	△	×			-	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
琴平町	◎	○			△	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
多度津町	◎	○			-	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
まんのう町	◎	○			-	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		

発注関係事務の実施状況の把握結果について(工事:実施に努める事項)

(愛媛県のみ 令和2年9月30日現在)

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用							発注や施工時期の標準化							入札不調・不落時の見積もりの活用等			受注者との情報共有や協議の迅速化等								
	総合評価落札方式の導入			工事競争評定の実施				年度当初からの予算執行の徹底			HP上における発注見通しの公表				工事着手までの余裕期間の設定は運休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期の設定			入札時、不調・不落時の場合の見積もりの活用			「ワンデーレスpons」又は、「三者会議」の実施					
	R2年度目標	実施状況	その他(実施状況に変わらぬ取り組みがあれば記載)	R2年度目標	実施状況	その他(実施状況に変わらぬ取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他(実施状況に変わらぬ取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他(実施状況に変わらぬ取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他(実施状況に変わらぬ取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他(実施状況に変わらぬ取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)			
愛媛県	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			◎	○					◎	○			
松山市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			◎	○					◎	○			
今治市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×					△	○			
宇和島市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×					◎	○			
八幡浜市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×					◎	○			
新居浜市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×					◎	○			
西条市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	△					◎	○			
大洲市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	△					◎	○			
伊予市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×					◎	○			
四国中央市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			◎	○					◎	○			
西予市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			◎	○					◎	○			
東温市	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			○	△					△	○			
上島町	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			□	△					◎	○			
久万高原町	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×		—	—		該当が無い	◎	○		
松前町	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×		—	—		該当が無い	□	○		
砥部町	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×					○	○			
内子町	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			◎	△					該当が無い	□	○		
伊方町	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×					◎	○			
松野町	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	×					◎	○			
鬼北町	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			—	×					◎	○			
愛南町	◎	○			◎	○		◎	○			◎	○			△	△					該当が無い	□	○		

令和2年度発注関係事務の目標に対する実施状況について(工事)

◆実施に努める事項

(高知まとめ 令和2年11月末時点)

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用				発注や施工時期の平準化										受注者との情報共有、協議の迅速化					
	適切な入札契約方式の選択 ※選択肢として総合評価方式の制度化を検討				各発注者の実情に見合った端境期対策 〔「年度当初からの予算執行の徹底」又は、「債務負担行為の積極的な活用」又は、「縦越制度の活用」〕				地区単位での発注見通しの公表 (ホームページでの公表)				工事着手までの余裕期間の設定又は週休2日の確保等による不稼働日数等を踏まえた適切な工期の設定				ワンデーレスpons・三者会議の実施			
	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)
高知県	◎	○	1億円以上の工事について総合評価方式を適用		◎	○	・ゼロ県債、縦越(翌債)制度の活用により端境期対策を実施 ・必要な場合には、余裕工期を設定		◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	・4週8休、雨天施工不能日を見込んだ土木工事標準工事日数を使用 ・年度末には、必要に応じて余裕期間を設定		◎	○		
高知市	◎	○			◎	○	・縦越(翌債)制度の柔軟な活用		◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	【標準工事日数の考え方】 ・4週8休 ・施工不能日(雨天等)を考慮 ・資機材調達、工法、施工条件等を考慮し、柔軟に設定		◎	○		
室戸市	◎	○	土木3,500万円以上、建築7,000万円以上については総合評価方式を適用		◎	○			◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
安芸市	◎	○	3,000万円以上の工事について、総合評価方式を適用		◎	○	縦越(翌債)制度の活用		◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表、および窓口で紙による閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用 その他工事は実績をもとに設定		◎	○		
南国市	◎	○			◎	○	年度当初の積極的な予算執行、予算縦越制度の活用を行う。		◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
土佐市	◎	○	3,000万円以上の土木工事は、工事内容等により、総合評価方式を活用するか審議し、決定している。		◎	○	縦越(翌債)制度の活用。		◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
須崎市	△	-			◎	○			◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
宿毛市	△	-	当該年度に実施する予定がない。		◎	○	・縦越(翌債)制度の活用により端境期対策を実施 ・必要な場合には、余裕工期を設定		◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用 必要に応じて余裕期間を設定		◎	○	ワンデーレスponsを心掛ける。必要に応じて、三者会議を実施する。三者会議の案件なし。	
土佐清水市	-	-	当該年度に実施する予定がない。		◎	○			◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
四万十市	-	-	当該年度に実施する予定がない。		◎	○	縦越(翌債)制度の活用や発注時期の平準化について取組中 ・必要な場合には、余裕工期を設定		◎	○	紙による閲覧及びHP上で公表		◎	○	・4週8休、雨天施工不能日を見込んだ土木工事標準工事日数を使用 ・年度末には、必要に応じて余裕期間を設定		◎	○	ワンデーレスponsを心掛ける。必要に応じて、三者会議を実施する。	
香南市	◎	○	総合評価方式取扱要綱により5,000万円以上の工事に適用		◎	○	早期発注及び縦越制度の活用		◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
香美市	△	x			◎	○	債務負担行為の積極的な活用		◎	○	【現在の実施状況】 HP上で公表		◎	○	・雨天施工不能日、週休2日を見込んだ土木工事標準工事日数を使用		◎	○		22

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用				発注や施工時期の平準化										受注者との情報共有、協議の迅速化					
	適切な入札契約方式の選択 ※選択肢として総合評価方式の制度化を検討				各発注者の実情に見合った端境期対策 （「年度当初からの予算執行の徹底」又は、「債務負担行為の積極的な活用」又は、「縁越制度の活用」）				地区単位での発注見通しの公表 (ホームページでの公表)				工事着手までの余裕期間の設定又は週休2日の確保等による不稼働日数等を踏まえた適切な工期の設定				ワンデーレスpons・三者会議の実施			
	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)
東洋町	-	-	-	当該年度に実施する予定がない	◎	○			◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
奈半利町	-	-			◎	○			△	△	【現在の実施状況】紙による閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
田野町	-	-	当該年度に実施する予定が無い。		◎	○	縁越制度の活用		△	×	当該年度に実施する予定が無い。 【現在の実施状況】紙による閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		-	△	ワンデーレスponsを心掛けている。 第三者会議の案件なし。	
安田町	-	-			◎	○			△	△	【現在の実施状況】紙による閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		-	-	当該年度に実施する予定が無い	
北川村	-	-	当該年度に実施する予定なし		◎	○			◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○	ワンデーレスponsを心掛けている。 必要に応じて第三者会議を実施する。	
馬路村	-	x	当該年度に実施する予定なし		◎	○			△	△	【現在の実施状況】紙による閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		-	x	当該年度に実施する予定が無い	
芸西村	-	x	当該年度に実施する予定が無い		◎	○	早期発注及び縁越制度の活用		△	△	【現在の実施状況】紙による閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
本山町	◎	-	予定価格2,500万円以上の工事の中から選択して総合評価方式を実施		◎	○			◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表。紙による閲覧も可。		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	△		
大豊町	-	x	当該年度に実施する予定が無い		◎	○			△	△	【現在の実施状況】紙による閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
土佐町	-	x	当該年度に実施する予定がない		-	○	早期発注及び縁越制度の活用		◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		○	○		
大川村	◎	○	3,000万円以上の工事について総合評価方式を適用		◎	○	縁越制度の活用により端境期対策を実施		△	△	当該年度に実施する予定が無い。 【現在の実施状況】紙による閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
いの町	◎	○	3,000万円以上の工事（土木一式、とび・土工・コンクリート）について総合評価方式を適用		◎	○			◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表		◎	○	県に準ずる。		◎	○		
仁淀川町	-	x	当該年度に実施する予定はないが検討したい。		◎	○	年度当初からの予算執行の徹底		◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
中土佐町	-	x			△	△			◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		-	x	当該年度に実施する予定が無い	
佐川町	-	-	当該年度に実施する予定が無い		-	-	当該年度に実施する予定が無い		◎	○	【現在の実施状況】ホームページによる閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		-	-	当該年度に実施する予定が無い	
越知町	◎	○	3,000万円以上の工事について総合評価方式を適用		◎	○	縁越制度の活用により、端境期対策を実施		◎	○	【現在の実施状況】町HP上で公表 紙による閲覧も可能		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		◎	○		
椿原町	◎	○	3,000万円以上の工事についてはすべて総合評価方式を適用		◎	○	早期発注及び縁越(翌債)制度の積極的活用		△	△	【現在の実施状況】紙による閲覧		◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用		-	-	当該年度に実施する予定が無い	
日高村	-	○	R2.6.19施行。総合評価方式を導入（土木一式行為3,000万円以上）。		◎	○			◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表		◎	○	・県の土木工事標準工事日数を使用 ・着手までの余裕期間については、今後、基準が出来れば対応していく予定。		◎	○		

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用				発注や施工時期の平準化										受注者との情報共有、協議の迅速化					
	適切な入札契約方式の選択 ※選択肢として総合評価方式の制度化を検討				各発注者の実情に見合った端境期対策 （「年度当初からの予算執行の徹底」又は、「債務負担行為の積極的な活用」又は、「繰越制度の活用」）				地区単位での発注見通しの公表 (ホームページでの公表)				工事着手までの余裕期間の設定又は週休2日の確保等による不稼働日数等を踏まえた適切な工期の設定				ワンデーレスpons・三者会議の実施			
	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度目標	実施状況	その他 (実施状況に変わらる取り組みがあれば記載)	備考 (補足説明等)
津野町	◎	○	2,500万円以上の工事について、総合評価方式を適用	◎	○	繰越(翌債)制度等の活用により端境期対策を実施	△	△	【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用	○	○	ワンデーレスponsを心掛ける。三者会議については、必要に応じ実施する。					
四万十町	◎	○	予定価格2,500万円以上の工事の中から選択して総合評価方式を実施	◎	○		◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○						
大月町	-	x	当該年度に実施する予定が無い	◎	○	繰越(翌債)制度等の活用により端境期対策を実施	◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○	ワンデーレスponsを心掛ける。必要な場合に限り、三者会議を実施する。					
三原村	-	x	当該年度に実施する予定がない	△	○	年度当初からの予算執行の徹底	◎	○	【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○	県の土木工事標準工事日数を使用	-	x	当該年度に実施する予定がない					
黒潮町	◎	x	当該年度に実施する予定がない	◎	○	繰越(翌債)制度等の活用により端境期対策を実施	△	△	当該年度に実施する予定が無い。 【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○	標準工期に基づき、各工事担当により定めた工期を採用している。 (GW・お盆・年末年始は、必要に応じ余裕期間を設定)	◎	○	ワンデーレスponsを心掛ける。必要な場合に限り、三者会議を実施する。					

全国統一指標

- : 国関係
- : 徳島県
- : 香川県
- : 愛媛県
- : 高知県

発注関係事務に関する全国統一指標

令和2年11月末時点

項目	適正な予定価格の設定(令和2年度)				適切な設計変更				施工時期等の平準化							
	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)		単価の更新頻度		改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況(令和2年度)		設計変更の実施工率(令和元年度)		平準化率(令和元年度)							
	指標分類		備考(補足説明等)		指標分類		備考(補足説明等)		指標分類		備考(補足説明等)		指標分類		備考(補足説明等)	
指標等	a:最新 ⁽¹⁾ の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外 ⁽²⁾ の場合の要領 ⁽³⁾ を整備し活用 b:最新 ⁽¹⁾ の積算基準を適用しているが、基準範囲外 ⁽²⁾ の場合の要領 ⁽³⁾ は整備していない c:その他	-	a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当) b:3ヶ月以内 c:6ヶ月以内 d:12ヶ月以内 e:それ以上	-	a:ガイドラインを策定・活用 ⁽⁴⁾ b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 ⁽⁵⁾ c:設計変更を実施していない	-	a:75%以上 b:50%以上～75%未満 c:25%以上～50%未満 d:0%以上～25%未満 e:設計変更を行っていない	コリンズデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリンズデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.82以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリンズデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.82以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリンズデータ使用 独自データ使用		
1 四国地方整備局	a		a		a		a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用				
2 中国四国農政局	a		a		a		—		e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
3 四国森林管理局	a		c		a		a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
4 四国運輸局 オブ	a		a		b		—		—		—					
5 中国四国管区警察局四国警察支局	b		a		b		—		—		—					
6 第五管区海上保安本部 オブ	a		a		b		—		d	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
7 中国四国地方環境事務所	a		b		b		a	独自データ使用	a	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
8 四国財務局	a		a	コンクリート、鋼材のみ	b		b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
9 高松国税局	b		a		b		—		—		—					
10 高松高等裁判所	b		b		b		b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
11 西日本高速道路(株) 四国支社	a		a		a		a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
12 本州四国連絡高速道路(株)	a		a		a		—		c	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
13 (独)資源機構 吉野川本部 オブ	a		a		a		a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
1 徳島県	a		a		a		a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
2 徳島市	a		a		a		a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
3 崇門市	a		a		a		a	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
4 小松島市	a		a		a		a	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
5 阿南市	a		a		a		b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
6 吉野川市	a		a		a		a	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用				
7 阿波市	a		a		a		a	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
8 美馬市	a		a		a		a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用				
9 三好市	a		a		a		a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用				
10 勝浦町	a		a		a		c	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
11 上勝町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
12 佐那河内村	a		a		a		b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
13 石井町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
14 神山町	a		a		a		a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用				
15 那賀町	a		a		a		a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用				
16 牟岐町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
17 美波町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
18 海陽町	a		a		a		a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
19 松茂町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
20 北島町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
21 藍住町	a		a		a		c	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
22 板野町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
23 上板町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
24 つるぎ町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
25 東みよし町	a		a		a		b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				

発注関係事務に関する全国統一指標

令和2年11月末時点

項目	適正な予定価格の設定(令和2年度)				適切な設計変更				施工時期等の平準化					
	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)		単価の更新頻度		改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況(令和2年度)		設計変更の実施工率(令和元年度)		平準化率(令和元年度)		稼働件数		稼働金額	
	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)
指標等	a:最新 ⁽¹⁾ の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外 ⁽²⁾ の場合の要領 ⁽³⁾ を整備し活用 b:最新 ⁽¹⁾ の積算基準を適用しているが、基準範囲外 ⁽²⁾ の場合の要領 ⁽³⁾ は整備していない c:その他	-	a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当) b:3ヶ月以内 c:6ヶ月以内 d:12ヶ月以内 e:それ以上	-	a:ガイドラインを策定・活用 ⁽⁴⁾ し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を行っていない	-	a:75%以上 b:50%以上～75%未満 c:25%以上～50%未満 d:0%以上～25%未満 e:設計変更を行っていない	コリンズデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリンズデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリンズデータ使用 独自データ使用	コリンズデータ使用 独自データ使用	
1 香川県	a	要領有:積算の手引き	a	a	a	a	コリンズデータ使用	a	独自データ使用	b	コリンズデータ使用			
2 高松市	a	要領有:積算の手引き	a	a	a	a	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用			
3 丸亀市	a	要領有:積算の手引き	a	b	b	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用			
4 坂出市	a	要領有:積算の手引き	a	a	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
5 普通寺市	a	要領有:積算の手引き	a	a	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
6 観音寺市	a	要領有:積算の手引き	a	a	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
7 さぬき市	a	要領有:積算の手引き	a	b	a	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
8 東かがわ市	a	要領有:積算の手引き	a	a	a	独自算定56/63件 89% 未実現の件について、現場での変更が無かったためあり、実質の変更率は100%なる	c	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
9 三豊市	a	要領有:積算の手引き	a	b	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
10 土庄町	a	要領有:積算の手引き	a	b	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
11 小豆島町	a	要領有:積算の手引き	a	b	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
12 三木町	a	要領有:積算の手引き	a	b	a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
13 直島町	a	要領有:積算の手引き	a	b	a	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
14 宇多津町	a	要領有:積算の手引き	a	b	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
15 綾川町	a	要領有:積算の手引き	a	b	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
16 琴平町	a	要領有:積算の手引き	a	b	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
17 多度津町	a	要領有:積算の手引き	a	b	a	独自算定:21件/27件	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
18 まんのう町	a	要領有:積算の手引き	a	b	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
1 愛媛県	a	要領有:手引の外で方法について運用を定めている	b	a	a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
2 松山市	a	要領有:手引の外で方法について運用を定めている	b	a	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
3 今治市	a	愛媛県の運用に準じている	b	a	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
4 宇和島市	a	愛媛県の運用に準じている	b	a	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
5 八幡浜市	a	愛媛県の運用に準じている	b	b	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用				
6 新居浜市	a	愛媛県の運用に準じている	b	a	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
7 西条市	b		b	a	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
8 大洲市	a	愛媛県の運用に準じている	b	a	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用				
9 伊予市	a	愛媛県の運用に準じている	b	a	a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
10 四国中央市	b	最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない	b	a	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
11 西予市	a	愛媛県の運用に準じている	b	b	a	設計変更ガイドラインの策定に向けた関係部局と協議中	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用		
12 東温市	a	愛媛県の運用に準じている	b	a	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
13 上島町	a	愛媛県の運用に準じている	b	a	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用				
14 久万高原町	a	最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領は整備していないが、愛媛県の運	b	b	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
15 松前町	b	愛媛県の土木積算基準を適用しているが、基準範囲外の要領は定めていない	b	b	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
16 砥部町	a	最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領は整備していないが、愛媛県の運用に準じている。	b	生コン ⁽⁴⁾ は3ヶ月 鋼材・燃料油は1ヶ月 ※国土部提供の「実施設計基準変更」を活用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
17 内子町	b		b	b	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
18 伊方町	a		b	b	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用				
19 松野町	b		b	b	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用				
20 鬼北町	b		b	b	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用				
21 愛南町	a	愛媛県の運用に準じている	b	a	a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用				

発注関係事務に関する全国統一指標

令和2年11月末時点

項目	適正な予定価格の設定(令和2年度)				適切な設計変更				施工時期等の平準化			
	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)		単価の更新頻度		改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況(令和2年度)		設計変更の実施工率(令和元年度)		平準化率(令和元年度)			
	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)
指標等	a:最新 ⁽¹⁾ の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外 ⁽²⁾ の場合の要領 ⁽³⁾ を整備し活用 b:最新 ⁽¹⁾ の積算基準を適用しているが、基準範囲外 ⁽²⁾ の場合の要領 ⁽³⁾ は整備していない c:その他	—	a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当) b:3ヶ月以内 c:6ヶ月以内 d:12ヶ月以内 e:それ以上	—	a:ガイドラインを策定・活用 ⁽¹⁾ し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない	—	a:75%以上 b:50%以上～75%未満 c:25%以上～50%未満 d:0%以上～25%未満 e:設計変更を行っていない	コリンズデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリンズデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリンズデータ使用 独自データ使用
1 高知県	a	b	鋼材、燃料等の価格変動があるものは毎月更新	a	a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用
2 高知市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用
3 室戸市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
4 安芸市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
5 南国市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
6 土佐市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用
7 須崎市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用
8 宿毛市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
9 土佐清水市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用
10 四万十市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
11 香南市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用
12 香美市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用
13 東洋町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用
14 奈半利町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用
15 田野町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
16 安田町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用
17 北川村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
18 馬路村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
19 茂西村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
20 本山町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用
21 大豊町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用
22 土佐町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用
23 大川村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
24 いの町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用
25 仁淀川町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
26 中土佐町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用
27 佐川町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用
28 越知町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用
29 橋原町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	a	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
30 日高村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
31 津野町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
32 四万十町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
33 大月町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	d	コリンズデータ使用
34 三原村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用
35 黒潮町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b	コリンズデータ使用	c	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用	e	コリンズデータ使用

※1)最新とは、1年以内(営繕の場合は2年)に積算基準が更新されている。

※2)基準範囲外とは、小規模施工等、見積等により積算をする要領を整備して運用がされていいる場合を含む。各機関独自の要領は無いが、他機関の要領を適用していてもよい。

※3)要領とは、基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。各機関独自の要領は無いが、他機関の要領を適用していてもよい。